

平成28年 9 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成28年 9 月14日～16日

場 所 第3委員会室

平成28年 9 月14日 (水曜日)

午前10時0分開会

委	員	緒	嶋	雅	晃
委	員	中	野	廣	明
委	員	高	橋		透
委	員	有	岡	浩	一

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)について

○議案第7号 宮崎県警察本部の内部組織に関
する条例の一部を改正する条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- ・県が出資している法人等の経営状況について
一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
公益財団法人宮崎県暴力追放センター

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・発電所施設見学ツアー(祝子発電所)につい
て
- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価について
- ・「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの「重
大事態」発生の際の調査の流れ
- ・第40回全国高等学校総合文化祭等の結果につ
いて
- ・平成28年度全国高等学校総合体育大会の結果
について
- ・平成28年度全国中学校体育大会の結果につい
て
- ・2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備
について

出席委員(6人)

委	員	長	渡	辺	創
副	委	員	長	日	高
				陽	一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警	察	本	部	長	野	口	泰
警	務	部	長		新	島	健
					太	郎	
警	務	部	参	事	官	兼	
					廣	澤	康
					介		
首	席	監	察	官			
生	活	安	全	部	長	鬼	塚
						博	美
刑	事	部	長		西		福
					一		
交	通	部	長		金	井	嘉
					郁		
警	備	部	長		片	岡	秀
					司		
警	務	部	参	事	官	兼	
					時	任	和
会	計	課	長				博
警	務	部	参	事	官	兼	
					長	友	信
					明		
警	務	課	長				
生	活	安	全	部	参	事	官
					兼		
生	活	安	全	企	画	課	長
						黒	木
						義	彦
総	務	課	長		児	島	孝
					思		
少	年	課	長		宮	川	博
					文		
生	活	環	境	課	長	重	山
						勝	則
交	通	規	制	課	長	中	嶋
						信	行
運	転	免	許	課	長	首	藤
						昌	良

企業局

企	業	局	長	凶	師	雄	一
副	局	長		梅	原	裕	二
(総	括)				
副	局	長		白	賀	宏	之
(技	術)				
総	務	課	長	松	田	広	一
経	営	企	画	監	森	本	誠
						二	

工務課長	新穂伸一
開発企画監	上石浩
電気課長	喜田勝彦
施設管理課長	平松信一
総合制御課長	新見剛介

事務局職員出席者

議事課主幹	木下節子
政策調査課主幹	西久保耕史

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付をいたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りをいたします。宮崎市の徳永氏ほか2名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。

議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。入室をお願いいたします。

傍聴される皆様をお願いをいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました傍聴人の

守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いをいたします。

それでは、本委員会に付託をされました議案等について、本部長の説明を求めます。

○野口警察本部長 おはようございます。警察本部長の野口でございます。本日の常任委員会、よろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め議員の皆様には、日ごろから警察の運営に関し御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日御審議いただきます公安委員会関係の議案及び報告につきましては、次の4件であります。

提出議案としまして、「平成28年度宮崎県一般会計補正予算」について、「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」について。報告としましては、損害賠償額を定めたことについて、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

それぞれ担当部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○新島警務部長 それでは、初めに平成28年9月定例県議会提出の議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

お手元の議案書、平成28年9月定例県議会提出議案の冊子の3ページをごらんください。

今回の補正は、(款)警察費(項)警察管理費、補正額213万6,000円であります。

これは、本年4月に発生いたしました熊本地

震における災害警備活動や、5月に開催されました伊勢志摩サミットにおける警戒警備活動、さらには、今後、警備出動が見込まれます本県機動隊員の超過勤務手当につきまして、増額補正をお願いするものであります。

具体的な内容につきましては、歳出予算説明資料の63ページをごらんください。平成28年度9月補正歳出予算説明資料という冊子がございます。こちらの63ページとなります。

(目) 警察本部費(事項) 職員費、補正額213万6,000円、財源内訳、国庫支出金213万6,000円であります。

ここで、都道府県警察に要する経費について、簡単に御説明いたします。

都道府県警察に要する経費につきましては、原則として都道府県が負担することとなっておりますが、特定の国家的性格を有する警察活動に係る経費については国費で負担すること、及び都道府県の負担する経費につき国がその一部を補助することとされております。

したがって、都道府県警察に要する経費は、国費、純県費及び県費のうち国庫補助対象となる経費の3本立てとなっております。

今回補正をお願いいたします機動隊超過勤務手当は、警察法施行令第3条第3項により、騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動に係る機動隊員の超過勤務手当については、国は都道府県に対して、部隊の警察官の人員、超過勤務時間等を基準として算出した所要額を補助することとされておまして、全額、国庫補助対象経費となっております。

本年4月以降における主な本県機動隊員の活動状況であります。4月の熊本地震におきまして、被災者の避難誘導、救助、行方不明者の捜索等の災害警備活動を行っております。また、

5月の伊勢志摩サミットにおきましては、会場周辺における警戒警備活動を行っております。

これらの警備活動により生じた超過勤務手当の実績や、今後見込まれます日米共同訓練、福島県への特別派遣の警備出動を想定して算出した超過勤務手当213万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

議案につきましては、以上であります。

続きまして、議案第7号「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書の25ページになりますが、改正に至った経緯等につきましては、お手元に配付しております資料をごらんください。

まず、1の改正の背景といたしまして、警察法第47条第4項には、「警視庁及び都道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。」と規定されており、警察法施行令第4条においてその基準が定められております。

本県警察では、この基準に従って、宮崎県警察本部の内部組織に関する条例を定め、警察本部の内部組織や各部の所掌事務について規定しているところでございます。

後ほど御説明させていただきます国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が、本年6月7日に公布されましたが、国外犯罪被害弔慰金等の支給に際しては、都道府県公安委員会において、支給に関する申請の受理や裁定の事務が生じることとなります。

その実務につきましては、警察本部の警務部で所掌する予定としておりますことから、資料2にあります2の条例の一部改正にありますとおり、組織条例第3条の警務部の所掌事務に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平

成28年法律第73号)第3条に規定する、国外犯罪被害弔慰金等に関することを追加するための改正を行うものであります。

参考といたしまして、3の法の概要により、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の概要について御説明させていただきます。

国内の犯罪被害者に対しましては、犯罪被害給付制度により、被害者本人やその遺族に対しまして、障害給付金や遺族給付金等の経済的支援が行われておりますが、これまで国外での犯罪被害者に対しましては、このような経済的支援制度がございませんでした。

平成25年に発生した在アルジェリア邦人に対するテロ事件等を契機といたしまして、政府では、犯罪被害者等施策推進会議等での議論や与野党協議が行われた結果、本年5月に法案が提出されて、可決・成立したところでございます。

具体的には、(2)の支給額にありますとおり、死亡した被害者の遺族に対しましては、国外犯罪被害弔慰金として200万円が支給され、障がいが残った被害者本人に対しましては、国外犯罪被害障害見舞金として100万円がそれぞれ支給されます。

これらの弔慰金等の支給を受けようとする場合には、(3)の支給手続にありますとおり、遺族の方等から都道府県公安委員会に対して申請を行い、申請を受理した都道府県公安委員会において支給の対象となるか否か等の裁定を行うこととなります。

支給を受けようとする方が日本国内に住所を有しない場合には、領事館を経由して都道府県公安委員会に申請が行われることとなります。

なお、施行期日につきましては、(4)の施行期日にありますとおり、政令により11月30日と定められております。

最後に、4の今後の予定でございますが、9月の定例県議会において、原案どおり可決されました場合には、法の施行期日と同じ11月30日に施行する予定としております。

私からの説明は以上となります。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。議案に関する執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はございませんでしょうか。

○**中野委員** この弔慰金の支給額、第一順位遺族というのは、普通の一等親とか一親等とか、ああいう順番ですか。

○**長友警務課長** そのとおりでございます。第一順位、例えば子供さんがおられれば子供さん、子供さんがおられなければ親御さんという形で、順番に支給されます。

○**中野委員** 例えば、夫婦の場合、旦那さんが死んだ場合は奥さんになるとか、そういう順位ですか。

○**長友警務課長** そのとおりでございます。

○**緒嶋委員** 障がいが残った国外犯罪被害者100万というのは、その障がいの程度は関係なしに100万ということですか。

○**長友警務課長** 障がいの程度は、いわゆる1級認定に相当する障がいということですので、例えば両目の視力を失ったとか、両上肢の機能を失ったとかそういう規定でございます。

○**緒嶋委員** それは、この中では明記しなくてもいいわけですか、100万円という。

○**長友警務課長** 法の別表第2条第4項のほうで定められることになっております。

○**緒嶋委員** 100万円は最高額であって、いろいろ、その障がいの程度によって。逆に言えば1級だけということですか。

○**長友警務課長** そうです。先ほど申しました

ように、例えば両目が失明した者とか神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する者ということで、障害等級1級に相当する障がいのみであります。

○渡辺委員長 ほかはいかがでしょうか。

○中野委員 もう一ついいですか。今現在、日本人の場合はこの支給額はどうなっているんですか。日本人が、例えば外国テロで被害に遭ったとか、日本人の場合。

○新島警務部長 この法律がまだ公布されておられませんので、法律に基づいての交付はございませんが、先般のバングラデシュでの被害者に対しましては、閣議決定によって、これと同じ額のものが支給されております。

○中野委員 要は、日本人も外国人も一緒ということですね。

○新島警務部長 この対象となるのは日本人のみでございます。

○中野委員 国内じゃないわけか。これは日本にか、失礼。

○渡辺委員長 議案についてはよろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成28年9月定例県議会提出報告書の損害賠償を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告の損害賠償事案は、職員の公務中の交通事故によるものが1件でございます。

それでは、平成28年9月定例県議会提出報告書に基づき御説明いたします。

報告いたします県警の損害賠償事案は、報告書5ページの4番目であります。

この平成28年1月22日の事案は、都城警察署の警察官が、駐車場内において捜査用の普通自

動車を方向転換させようと駐車場の駐車枠に後退させたところ、左側から接近した相手方車両に接触したものであります。

この事故で、相手方運転者に過失割合に応じた車両の修理費用1万9,123円を賠償しております。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた7,556円は、歳入として受け入れております。

今回、1件の交通事故を御報告いたしました。が、交通の指導、取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないのでありますので、今後とも事故防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○西刑事部長 それでは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づき、県出資法人であります公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

お手元の平成28年9月定例県議会提出報告書の147ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県暴力追放センターの平成27年度の事業報告書について御説明いたします。

まず、1の事業概要についてであります。平成27年度は、同センターの目的及び事業の一層の定着を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除運動の活発化を図ったとこ

るであります。

次に、2の事業実績についてであります。公益財団法人宮崎県暴力追放センターが行う事業には収益事業はなく、全てが公益事業であり、平成27年度におきましては、147ページから150ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名(1)「暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業(公益事業1)」につきましては、①相談・助言事業として、常勤相談委員や弁護士等による相談受理、②少年保護活動事業として、青少年に対する暴力団影響排除のための啓発活動、③暴力団離脱更生促進事業として、宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会総会の開催等を通じた更生援助活動や社会復帰援助活動、④被害者救済事業として、見舞金制度や民事訴訟援助の周知活動などをそれぞれ実施しました。

次の148ページをお開きください。

事業名(2)「暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業(公益事業2)」につきましては、148ページから150ページに記載のとおり、①広報啓発事業として、宮崎県、宮崎県防犯協会連合会と共同の「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の開催や、タウン誌等への暴排広報記事の掲載、暴力団の現状と対策のパンフレットの作成配布等の活動、②民間暴力団排除団体等への支援事業として、事業所への不当購読拒否対策や暴力団対策研修会、暴力追放活動の支援の実施、③少年指導委員に対する研修事業として、防犯協会との共催による研修会の開催、④不当要求情報管理機関への援助事業として、銀行や証券会社等との会議の開催、⑤調査研究・情報収集事業として、宮崎県民暴研研究会の開催や各種研修会等への参加、⑥不当要求防止責任者講習等事業として、県内13地区に

おける講習会の開催等に取り組みました。

次に、経営状況等の詳細につきまして、平成28年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

報告書の203ページをお開きください。

まず、概要についてであります。宮崎県暴力追放センターは、財団法人宮崎県暴力追放県民会議の名称で平成4年4月1日に設立され、平成19年に財団法人宮崎県暴力追放センターに名称変更が行われた後、平成20年から公益法人制度改革に伴い、平成23年4月1日付で現在の公益財団法人宮崎県暴力追放センターとなったものであります。

総出資額4億9,500万円は、現在の財団の基本財産であり、このうち県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。総出資額に対する県の出資比率は79.8%であります。

なお、平成27年度の代表理事理事長は平野亘也氏であり、平野氏は、宮崎銀行頭取で宮崎県銀行協会会長であります。

次に、県関与の状況についてであります。

まず、人的支援について説明いたします。センターの役員は、理事10人と監事3人の合計13人であり、県職員の役員就任はありません。県退職者として、常勤理事の1名と非常勤理事の1名、計2名が就任しております。

次に、県の財政支出等について御説明します。

平成27年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料1,062万5,000円のみであり、その他の補助金や交付金、負担金等はありません。

事業所暴力団等排除責任者講習委託事業費は、さきに述べた公益事業2の中の一つである、⑥

不当要求防止責任者講習等事業の事業費用です。

この事業は、暴力団対策法の規定に基づき、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施している事業であり、事業の内容は、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会勢力からの不当要求被害を防止するための講習会を行っております。平成27年度の実施結果は、警察署管轄の13地区において、講習回数30回、受講者1,007名でありました。

不当要求防止責任者講習については、講習受講が県土整備部管理課が行う県発注建設工事等入札参加資格審査の加点評価項目に追加導入されたことで、平成26年度からの建設業者の選任数が急増したため、平成27年度からは、事業予算を前年度の917万7,000円から1,062万5,000円に増額し、講習会数も年間25回から30回に拡大して実施しております。

次に、実施事業であります。これは、さきに述べたとおり、公益事業の1として4事業、公益事業の2として6事業の10事業を実施しております。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターが行っている10の事業は、いずれも暴力追放及び暴力団排除運動のために必要な事業ですが、その中でも、特に、相談・助言事業や不当要求防止責任者講習等事業、それに広報啓発事業に重きを置いて活動を行っております。

そこで、これらの活動の普及状況・センターの利用状況等の指標として、暴力相談受理件数など3つを活動指標に上げております。

まず、過去の実績等をもとに、①の暴力相談受理件数は、平成27年度の目標値を300件としておりましたが、実績値は330件で、達成度は110%でありました。

②の研修会参加者数は、平成27年度の目標値を5,000人としておりましたが、実績値は4,441人で、達成度は88.8%でありました。

③のホームページへのアクセス数は、平成27年度の目標値を5,700件としておりましたが、実績値は5,412件で、達成度は94.9%でありました。

相談受理件数は目標値を超えており、残りの2つについても目標値に近い実績を残しました。

次に、財務状況についてであります。

次のページ、204ページをお開きください。

財務状況の数字は千円単位で表示しており、千円未満は四捨五入しております。

経常収益、経常費用等の詳細については、平成27年度事業報告書の151ページから154ページまでの貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を後ほど御参照願います。

まず、財務状況のうち左側の正味財産増減計算書の平成27年度の欄をごらんください。平成27年度の収入に当たる経常収益は2,639万円、支出に当たる経常費用は2,552万5,000円で、当期経常増減額はプラス86万5,000円となり、経常収益が経常費用を上回っております。

経常外収益並びに経常外費用はありませんでしたので、平成27年度の当期一般正味財産増減額は86万5,000円の増額となっております。

平成27年度の一般正味財産期首残高は585万5,000円でありましたので、平成27年度の一般正味財産期末残高は、当期一般正味財産期首残高に当期一般正味財産増減額の86万5,000円を加えた672万円となります。

当期一般正味財産期末残高の672万円の内訳は、現金普通預金572万円と、固定資産であります被害者への民事訴訟支援貸付原資資産100万円であります。

次に、指定正味財産増減の部について説明い

たします。

平成27年度は、指定正味財産期首残高4億9,700万円、同期末残高4億9,800万円であり、100万円の増額となっております。

100万円の増額は、平成25年度に設立した暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産の平成27年度積立金100万円であります。

指定正味財産の内訳は、基本財産4億9,500万円、事務所使用差止請求等費用運営資産300万円となります。

基本財産の4億9,500万円については、平成27年度は国債、地方債や決済用普通預金口座で運用しております。

暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産は、平成24年の暴力団対策法改正により、国家公安委員会から適格都道府県センターの認定を受けた各都道府県暴力追放センターが、暴力団組事務所の付近住民から委託を受けて、センターみずからが原告となり、暴力団事務所使用差しとめの民事訴訟を起こすことができるものです。

宮崎県暴力追放センターでは、平成25年10月24日付で適格都道府県センターの認定を受けたことから、センターが民事訴訟を行う経理的基盤として、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産を設立したものです。

次の正味財産期末残高の5億472万円は、平成27年度指定正味財産期末残高4億9,800万円、平成27年度一般正味財産期末残高672万円の合計額となります。

次に、右側の貸借対照表の平成27年度欄をごらんください。平成27年度の資産は、合計5億1,331万1,000円で、内訳は流動資産が578万2,000円、固定資産が5億752万9,000円です。

次に、負債は合計859万1,000円で、内訳は流

動負債が6万2,000円、固定負債が852万9,000円となっております。これらの詳細な額については、平成27年度事業報告書に添付された貸借対照表のとおりであります。

次の平成27年度の正味財産5億472万円は、資産合計の5億1,331万1,000円から、負債合計の859万1,000円を差し引いた額であります。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率の実績値51.0は、記載の算式のとおり、基本財産運用収入の634万8,000円、特定資産定年利息3,000円、賛助金等の自己収入667万5,000円を加えた合計1,302万6,000円を、当期支出合計額の2,552万5,000円で割り、比率を算出したものであります。平成27年度の目標値60.0に対して、実績値は51.0でしたので、達成度は85.0%でありました。

今後、厳しい財政状況ではありますが、自己収入比率を高め、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

②の管理費比率の実績値19.4についても、算式に基づき管理費494万5,000円を、総支出額の2,552万5,000円で割り、比率を算出したものであります。平成27年度の目標値30.0に対して、実績値は19.4でしたので、達成度は135.3%でありました。

今後とも、引き続き管理費の節減について指導していきたいと考えております。

最後に総合評価についてであります。

県の評価は、「事業活動実績面については、民間の暴力団排除組織に対する支援活動の充実を図るとともに、責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動等、暴力団追放に向けたさまざまな支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できる。」としております。

一方、財政面は、「国債、地方債の低金利が続いており、財政基盤の安定確保を図るのが困難な状態であるため、基本財産の効果的運用による財源確保を図るなど、なお一層の自助努力が必要である。」としております。

また、活動内容及び組織運営についてはAで良好、財務内容についてはBで、ほぼ良好としております。

続きまして、平成28年度の事業計画について御説明いたします。

事業計画書の155ページから156ページをお開きください。

1の事業概要についてであります。本年度においても、公益財団法人として一層の定着化を図るとともに、これまで以上に広報啓発活動、民間や自治体等の暴排活動の支援、暴力相談事業等を積極的に推進することとしております。

2の事業計画についてであります。本年度も、(1)の公益事業1、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業で4事業、(2)の公益事業2、暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業で6事業の合わせて10の事業を推進していくこととしております。

次に、3の損益予算書についてであります。

次の157ページをお開きください。

まず、大項目Ⅰの一般正味財産増減の部から説明いたします。

(1)の経常収益は、基本財産運用益、特定資産運用益、受取会費——賛助会費等です——事業収益、受取補助金等、雑収益で構成され、合計2,348万729円の経常収益となっており、前年度比で71万1,784円の減額となっています。

一方、(2)の経常費用につきましては、事業費2,319万9,000円、158ページに移りまして管理

費600万2,000円の合計2,920万1,000円となっております。

なお、経常収益と経常費用の差額である当期経常増減額は、マイナス572万271円となっております。

平成28年度の一般正味財産期首残高は672万271円ですので、平成28年度の一般正味財産期末残高は100万円となります。この100万円は、一般正味財産で保有している民事訴訟支援貸付原資資産100万円であります。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減額の部について説明します。

指定正味財産の受取寄附金100万円は、平成25年度から始まった一般財団法人宮崎県警察職員互助会からの特定寄附金です。

暴力追放センターでは、この寄附金を指定正味財産として保有し、特定資産、内訳は暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産として活用をしております。

平成28年度の基本財産運用益526万4,000円は、一般正味財産に振りかえますので、基本財産の増額はなく4億9,500万円のままとなり、平成28年度の当期指定正味財産増減額は、受取寄附金分の100万円の増額となります。

指定正味財産期末残高は、基本財産4億9,500万円、暴力団事務所使用差止請求等費用運営資産400万円の合計額である4億9,900万円です。

正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の100万円に指定正味財産4億9,900万円を加えた5億円となります。

なお、平成28年度の事業計画は、本年3月11日開催の理事会で、また平成27年度の事業実績については、本年6月17日開催の評議員会において、それぞれ承認されております。

全国的に、六代目山口組から分裂した神戸山

口組との抗争事件の勃発などを受け、暴力追放センターの役割は、今後ますます重要となつてまいります。よつて、これからも予算の効率的な運用と経費の節減に、なお一層努めるとともに、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動等を、官民一体となつて積極的に実施していく所存であります。

今後とも、委員長初め委員の皆様には、宮崎県暴力追放センターに対する深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。報告事項に関する説明が終了しました。

報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 いろいろ経費、説明がありました。全体、これ見てもなかなかわからんのですけれど、要は運営経費の中で、いわゆる運営費としては、基金の果実とあと県の九百何万の委託料、県としては、毎年900万円の委託料だけということで理解していいんですか。

○西刑事部長 委員がおっしゃられてます委託料と、あと市町村からの支援というものがありますから、その2つと御理解いただきたいと申します。

○中野委員 それから、このセンターは、いろいろ相談件数がありますよね。例えば、みかじめ料を要求されてきたんですよというような相談があった場合、いや、それはもう絶対やめてくださいという話なのか。そういう相談があったら、この相談所では、そこから先はどうなるんですか。

○西刑事部長 まさしく、そういうようなものはやめてくださいということになります。

それと、本部、組織犯罪対策課、これとも連

動をしながら排除活動を進めていくということでございます。

○中野委員 その前に、この県警だけの問題じゃないんです。この評価報告書というのが、本当にばかげてる、こんなのを委員会で見るのが、俺はおかしいなと思っています。

例えば、この目標値に対して、これはもう県警の話だけじゃないです、私の愚痴として聞いてください。この目標達成度というのがあるじゃないですか。目標は皆さんが立てるわけです。それに対して達成が何ぼあったか。例えば、この暴力団相談受理件数、これは毎回毎回、そういう啓発していけば、相談件数が減るのが私は妥当な話だと思っているんです。そうでしょう。

だから、この相談件数も、毎年毎年減っていった効果があったという話になるわけで、そうすると、ここで例えば相談件数、目標値を300件にしとったけれど、実態は330あったという話かな。そうですね、最初の目標を300件の相談にしとったけれど、実際は330ありましたよ、だからこれは、評価はAですよつて。私は、中身を見れば、逆に減るのがいい方向だと思うんです。そこら辺は、まあ、これは県全体の話で、もともとこんなのが指導して県でつくらせるつて、ばかな労力を使つて、本部長、思いません。これ、どう思います。

私、真面目にこれがよかつたつて思うのは間違っていると思うんです。本音ではどう思います。

○野口警察本部長 相談件数については、例えば、昨年であれば山口組の分裂なんかという、また新しい動きなんかもあつて。そういう中で、もちろんその暴力団に絡む被害というのは減っているかもしれませんが、他方でそういう新たな動きに応じて、また動きもあるかもし

れないということ、一概に必ずしも減っていくばかりではないのかなということもありますので、こういう目標に基づいて努力をしているかと思っておりますけれども。

○西刑事部長 この想定につきましては、委員がおっしゃるとおりであります。内訳を見ますと、暴力団、反社会勢力の該当性有無、これは、そういう暴力団に該当しますかという照会が、この330件のうちの305件、92%はこの相談がほとんどなんです。ですから、それも相談としてカウントします。

やっぱりこの人たちは、反社会的勢力ですかという相談は、そういうことに関心が非常に高いということですから、やはり相談が寄せられて当然だと思いますので、そういうことでのこういう目標値ということで掲げております。

○中野委員 だから、逆にその目標値ってというのは、よくいうエビデンスじゃないけれど、積み上げて難しいでしょう。いやだから、県警が悪いって言うてるのではないんです。私は、こういう評価の仕方が、逆におかしいと思っ

ているんです。だから、例えば今、この人は暴力団ですかとか聞いてきた場合、警察は名前を言いますか。教えられないでしょう。だから、そういう相談件数の目標値って、その目標が多くなったからプラスAですよ。逆に、毎回毎回いろんな説明会をこれだけして、私は減るのをプラス方向でとるのが当たり前だと思ってる。私はですね。

だけれど、今、仕組みとしてはそうなるから、それはもう県警に文句を言ったって仕方ないけれど、私はそういうのを鑑みて、こんなの議論をするのはばからしいなと思ったんです。以上です。

○有岡委員 事業報告書の147ページに関連して

質問させていただきますが、センターの大きな役割として、この暴力団離脱更生促進事業、これが大きな事業だと思っておりますが、27年度の実績なり、この相談を受けて、こういう促進事業に絡めて更生していったという実績を知りたいというのが1点。

それと、この157ページの28年度予算になりますけれども、この下に、この離脱雇用給付金というのが18万円の前年度に対して54万円に上がっていますが、ここら辺の予算の関係がございましたら教えていただけるとありがたいです。

○西刑事部長 まず、離脱については、昨年度の例はございません。しかし一昨年、平成26年度に、やはり県外の組ですけれども脱退したいという相談がありましたので、また本部の組対課と連動して、県外の組長に離脱を要請して離脱させたという事例が1点ございます。

あと一つの質問については、離脱が叫ばれているということで、一般事業費を増額したということでございます。

○有岡委員 ということは、要するにこういう離脱をされた方を更生するために、その協力していただく事業者に対する給付が行われていると理解をすればよろしいのでしょうか。

○西刑事部長 予算として増額したということで、まだ給付した実態はございません。

○有岡委員 せっかくですから、もう少し詳しく聞きたいなと。そういう離脱をして、例えば17の事業者とか3協賛事業者とか雇用協力会社が81社ある。そういったところに雇用をお願いする中で、こういう予算が必要だというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。実態がないけれども予算は要求して、こういう54万円になっているという、そこら辺がちょっと……。

○西刑事部長 こういう予算を組みまして、何

かあったときには、その事業者等に対しても給付することはあるというようなことでございます。

○有岡委員 もう一点だけお尋ねします。149ページにございます宮崎県少年警察ボランティア連絡協議会というのを開設していらっしゃるんですが、初めて名前を聞いたものですから。この趣旨なり、この組織の内容を少し紹介していただけるとありがたいです。

○宮川少年課長 お答えいたします。

少年警察ボランティアは、警察本部長または公安委員会から委嘱を受け、少年の非行防止及び健全育成、また問題を抱えた少年や被害少年に対する支援活動を実施している民間ボランティアの方々です。

種類は、少年補導員、少年指導委員、少年サポーターの3つがあります。この3種類の少年警察ボランティアの団体がございます。

少年補導員につきましては、県内定数605人でありまして、少年の非行防止、健全育成を図るという目的のもとに警察本部長が委嘱しております。

また、少年指導委員につきましては、風営適正化法の規定によりまして、有害な環境の影響から少年を守る活動をしてもらっております。定数は30人で、実員は今のところ7月1日現在で28人です。公安委員会の委嘱になります。

最後に、少年サポーターですけれども、定数が22名で現在22名。任務は、問題を抱えた少年への支援活動及び被害少年に対しての相談活動や訪問活動など継続的な支援を行い、精神的なダメージの軽減、回復を図るということで、毎年1回、この少年警察ボランティアの皆様が集まっています。研修会を実施しております。

この中に暴追センターも来ていただいて、暴

力団の情勢等を研修会で説明してもらっているということでもあります。

○有岡委員 ありがとうございます。

○高橋委員 今回の少年警察ボランティアの関係で再度確認しますが、いろんな組織があるんですね。少年、いわゆる指導員というのを一般的に私たちは認識しているんですが、少年サポーターっていうのが別にあるということですね。

○宮川少年課長 そうです。先ほど言いましたようにボランティアの中には、少年補導員、少年指導委員、少年サポーターというのがあります。サポーターは、問題を抱えた少年への支援活動及び被害少年に対しての相談活動や訪問活動など、継続的な支援活動を行ってもらっております。

○高橋委員 はい、わかりました。

ちょっと、先ほどの中野委員の質疑に関連するんですけど、私も何年か前この委員会に所属したときに、同じような趣旨の質疑をした記憶があって聞いていたんですけども。いわゆるこの暴力相談受理件数、確かに中野委員がおっしゃるような件数が少ないほうが、ちゃんとした指導が行き届いているんだなということで理解をしがちなんですけども。ただ、あのときもこういった答弁があったような気がするんですが、いわゆる相談をしようにもされない、いろんな強弱もあるでしょう、相手のおどしとか、そういうこともあって、水面下で隠れている相談事があるんだよというようなことで答弁を受けたような気がするんですけど。いわゆるこの相談受理件数というのは、過去の10年スパンで考えたときに、どういうぐあいで推移しているものか、ざっくりでもわかれば教えていただくと参考になります。

○渡辺委員長 推移ですね。

○高橋委員 ざっくりでいい、10年前と比べてかなり減ったとか。

○渡辺委員長 5年でも10年でもいいですが、その推移というのは出そうですか。それとも、今はここではちょっとわからないという状況か、いかがでしょうか。

○高橋委員 後でいいです。(「調べます」と呼ぶ者あり)

○渡辺委員長 後ほど、またわかりましたらお願いします。

○高橋委員 別な質疑をします。

いろいろな活動が多岐にわたっていますから、もちろん人件費も要るし、いろいろな事業費も要るでしょう。いろいろ説明を聞いてやりくりされているなど思いながら、ただ、入りの部分が限定されてますよね。その中で、前も申し上げたことがあるかもしれませんが、この受取会費の賛助会員、この会員というのは、やっぱりかなりウエートを占めているような気もして。そしてこの賛助会員というのは、中身は飲食店の経営者とか、そういったところが中心になっていると思うんですが、大体、内訳がわかれば教えてください。

○西刑事部長 これは、法人団体と個人の2通りございます。法人団体のほうにつきましては、医師会とか建設業とか弁護士会等、さまざまな団体等でございます。個人会員は、飲食店経営者とか行政書士さんとか、保険代理店さん等も個人ということで。法人団体が282と個人が23で、合計305会員。団体につきましては一口1万円、個人については一口5,000円ということになっております。

○高橋委員 法人のほうは、かなり大きいですね。ここの法人の部分はかなり固定化している

んじゃないかなと思っっているんですが、そのあたり、また説明があれば後でいただきたいんですが、個人の23というのは少ないような気がするんです。やはりこの個人の人たちも、かなり結構、過去いろいろあったりしたと思うんです。だから、個人の人たちも5,000円がどうかというのもありますよ。例えば、これを3,000円にして、もっと幅広く募ってもいいのかなと思ったりするんですけれども、この個人の賛助会員の推移はどんなものなんですか。ふえているんですか、減っているんでしょうか。

○西刑事部長 個人については、余り変化ないというふうに……。

○高橋委員 変化がない。

○西刑事部長 はい。

○高橋委員 これ、全県下の個人ですよ。個人の、過去いろんな事件に巻き込まれた方々ですよ。個人の飲食店経営者、こういったところがしっかり暴力団に対する追放の意識を高めるという意味では、個人の賛助会員はふえたほうがいいのかと思ったりするんですが、その辺の御意見をお伺いします。

○西刑事部長 これも、いろんな講習会、研修会等において拡大について努力していきたいと思っております。

○高橋委員 よろしくをお願いします。

○渡辺委員長 先ほどの分はわかりそうですか。また後ほど。

ほかにいかがでしょうか。

○中野委員 これは要望なんですけれども、私はこれを見ると、やっぱり暴力追放についての啓発が主になっているかなと思うんです。その中で、この暴力相談受理件数、これも単なる問い合わせとか、いろいろあるから、私はこういう目標値のふえたか減ったかの話よりかは、受

理した中で、いろいろ県警につないだりして、例えば中にはこういう解決したのがありましたというものが幾つでも上げられれば、ある意味ではそれが一つの効果かなと思うんです。ぜひまた、中身によっては、これ300件っていうと、土曜・日曜入れれば1日1件の話ですから。中にはどういう解決策までいったかとか、そこまではどうなんですか。この相談センターとしては、その設置目的としてあるんですか。

○西刑事部長 昨年処理した中で、警察引き継ぎが1件、弁護士引き継ぎが1件ということで。簡単に言いますと、弁護士引き継ぎのほうは、アパートの管理の理事の選任があつて、この理事長に選任した人の奥さんが元暴力団の内妻であったということでしたので、弁護士等に引き継ぎまして、これについては、まだ継続中という事案であります。

警察の引き継ぎ事案は、アパートに住む人が、隣の人が、俺はやくざだったというようなことで上がり込んだりするという相談がありまして。警察署等と協議しましたところ、やくざじゃなかったということで、今後の対応等について協議しましたところ、その後は落ちついたということで解決で終わっております。

○中野委員 とにかく暴力団に関しては、いろいろ相談があつても、単純な話がみかじめ料を断つていろいろあつたりすると。深い問題があると思いますけれども、頑張ってください。

○緒嶋委員 暴力追放センターというのは、わかりやすく言えば暴力団追放センターですね。その暴力というのは、暴力団もほかの暴力もあるからであるけれど、基本的には、暴力団。やっぱりこれができたことで、暴力団が、今いろいろと事件も進行中ではありますが、そのことを余り聞きたくはありませんけれども、実際、暴力

団の団員というか、全体は弱体化しておるのか。

こういう追放センターができておるが、実際、暴力団の組織そのものは弱体化しておるか、してないかは、どう理解しておられますか。

○西刑事部長 暴力団の数は、やはり過去とすると大分少なくなっております。現在180人程度を把握しておりますが、そういう数が少なくなったという点では、非常に効力を発揮していると理解しております。

○緒嶋委員 今後において、今度はああいう事件が起きたことで、一つは暴力団を弱体化する一つのきっかけに、ある意味ではならないといかんと思うんです。そのあたりの心構えというか、そういうふうに持っていきべきだと思うんですけれど、そのあたりの体制としてはどうなんですか。

○西刑事部長 今、事件をやっておりますから。あと、行政的な措置がいろいろありますので、そういう面については、この暴追センター等といろいろ協力して、弱体化、壊滅に向けた対策を講じていきたいと考えております。

○緒嶋委員 それと今度の場合は、離脱をした人がというのでちょっと。殺された人は暴力団員だったわけですか。離脱した人がやられたんじゃないかというような新聞情報で、そういう感じがしたんです。そういうことじゃないんですか。

○西刑事部長 これについては、今、捜査中の事件ですので、組員であったかどうかということにつきましては、プライバシー等もありますので回答は控えさせていただきたいと思います。

○緒嶋委員 いずれにしても、やっぱり離脱した人をいかに守るか。そういう人も守らんと、なかなか離脱もできんということになると思うんです。暴力団を離脱した人の更生というか、

それを含めて、その人たちをいかに警察がある程度かわしてやるというか守ってやるというか、離脱することで安心して生活ができるようなことにならんと、なかなか離脱がしにくいだろうと思うんです。そういう点の体制というのは、十分できておるのですか。

○西刑事部長 今のところ、体制的にはそういう仕事場は確保するということと、あと、いろいろ相談があった場合は、そのときに対応するというようなことでやっておる状況です。

○緒嶋委員 これは警察だけのことではなく、あとは社会全体で、そういう人をどう守っていくかというのが一番重要だと思うんです。やっぱりそれは、更生した人は一般社会人として守って行って、初めて、離脱する人もふえてくるんじゃないかなという気がしますので、そのあたりは追放センターとの、うまく連携というのが重要ななと思いますので、大変だろうと思いますが、最大の努力はしていただきたいということを要望しておきます。

○渡辺委員長 報告事項に関して、どうぞ。

○高橋委員 指定正味財産の関係で、ちょっと私が聞き取れなかったんですが、受取寄附金というのがあるじゃないですか。警察互助会とおっしゃったような、互助会とおっしゃいましたよね。その確認です。

○西刑事部長 互助会からの寄附金ということです。そのとおりでございます。

○高橋委員 ということは、皆さん方のお金ですよ。だから、いろいろ厳しい中で、こういうところに御協力いただいている関係で、いろいろ敬服するんですが、前も被害者支援の関係でも賛助会員に、たしか全警察官がなっていられちゃうというふうに聞いたんですけれども。いろんな意味で、自分たちの給料をこういった形

で支援をされているところに、非常に敬意を表しながらも大変だなと。こういうやりくりは、いろんな方面で広がっていくと、皆さん方の資金入りも、いろいろと変わっていくんじゃないかなと思って、一応心配をしております。皆さん方のお金で運営をされているいろんな事業がありますよね。

○西刑事部長 公益法人が一般財団法人に移行したことで、解散、公益事業として。

それから警察官の金じゃないということ。

○高橋委員 失礼しました。互助会と聞こえたもんで。

○新島警務部長 宮崎県警察互助会については、昭和34年に財団法人として設立されたんですが、平成25年4月に一般財団法人に移行いたしました。

会員である宮崎県警察職員等の知識を向上し体力を養い、あわせて相互共助、相互共済及び福利の増進に関する事業を行い、もって警察活動の能率的な遂行に寄与することを目的とするということで組織がえまして、それで寄附行為ということでさせていただいているところでございます。

○高橋委員 わかりました。

○西刑事部長 先ほどの相談件数ですけれども、これは5年前の統計で比較をしますと、平成23年度が334件で、それから200件台に減りまして、平成24年度が237、25年度が225、26年度が283、そして27年度がまた330件に膨れ上がったと。

これにつきましては、反社会勢力か否かの照会ということ。これは県土整備部の、入札での加点項目になった関係でいろいろ照会がふえてきたというようなことでございます。

○渡辺委員長 報告事項に関してはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、その他で何かございませんでしょうか。

○**緒嶋委員** 飲酒運転ですけれども、今度はなかなか減らないというお話もありましたが、この中で、去年の10月、高千穂通りで起きたのは、あれは危険運転致死傷罪というか、そういうことで起訴されておるんだろうと思うんですけれども、実際、飲酒運転で被害者を殺すというか亡くなくても、なかなか危険運転致死傷罪にならない。運転をした加害者が危険運転であるということを自分が認識していなければ、危険運転致死傷罪の適用が難しいというようなことも新聞情報で聞くわけですから。これは、やっぱり人が何人も死んでおるのに、加害者は、自分は相手を殺すとは思っていなかったということで通れば、なかなか危険運転致死傷罪の適用が難しいというふうに思うんです。

このあたりは法的に、警察としては、法律がちょっと甘いんじゃないかというような認識はないのですか。

○**金井交通部長** 警察としましては、原因とその結果を踏まえまして、危険運転致死傷罪に当たるといふことであれば、相手の意識の有無にかかわらず、そういうふうに重大な犯罪のほうで対応していきたいというような基本姿勢はあります。

ただ、なかなかアルコールの影響によって酒酔い状態にあったのか、飲酒状態にあったのかというのが、その行為が終わった後の判断によりますので、なかなか難しいところもあるんですけれども。ただやはり、原因が、飲酒による死傷者多数の事故ということであれば、危険運転致死傷罪で最初から検討するものというふうに考えておるところであります。

○**緒嶋委員** 実際、そうあってほしいですけど、その適用は、死亡事故をやっても、結果としては2割ぐらいしかないというわけです。そこが問題だと思うんです。やっぱり、それは被害者の立場になれば、ある意味で殺人罪です。交通事故による殺人。

それが、被害者の家族やらの思いになれば、運転する人は、本当、そういうことをやった以上は危険運転致死傷罪があるわけだから、その適用があつて当然だと思うが、裁判では弁護士は逆の立場で言われるから。それは故意ではなかったとかいうことであれば、もうそれが適用されないというのがあるから、実際の裁判の上では2割しか、今のところ危険運転致死傷罪にはなっていないと。

これは、やはり警察の立場で、警察庁やらも含めて、何か法律の上で、もうちょっと明確にその致死傷罪が適用されるような法律に改正すべきだと、私は思うんですが、警察としては、そのような動きはないわけですか。

○**金井交通部長** やはり、ハードルが高いというのは現実の問題であります。危険運転致死傷罪というのは、かなり罪が重いものでございまして、それを認定に持っていくのは、なかなか難しい裏づけが要ろうかと思っています。

ただやはり、警察の立場としては、それをなるべく適用していただくような証拠収集等に努めていきたいと。それと、結果、被害者の心理というのももちろんありますけれども、やはりその行為、原因等を突き詰めていきたいと考えてはおるところであります。

ただ、結果については、なかなか難しいところがある、ハードルが高いというのは現実であります。

○**緒嶋委員** だから、去年の10月の事故なんか

も、明確に危険運転致死傷罪が適用されるかどうかというのは裁判の推移というか結果を見ないと、なかなかこれもわからんのではないかなという気がするわけです。2人も亡くし、そのほかにもあれだけ負傷者を出しながらも、やはりこれは、本人が自分は故意にやったんじゃないというようなことであれば、危険運転致死傷罪が適用されない。

やっぱり、市民感情から見れば、これはかえって法律のほうがおかしいんじゃないかと思うのが、私は常識だと思うんです。だから、その意味では、やはりこれは、当然、もうちょっと厳格に適用されるような法律改正というのが、私はあってしかるべきだと思うんです。

それが、結果としては2割しか、今のところ裁判の結果適用されてないということがどうも。殺人罪ならば、殺したら死刑とか無期とかになるわけです。車で殺せば、適用罪もそれこそ過失致死というようなことになると思うんですけれど、そういうような軽微な罰しか与えられんというのは、どうも私は納得がいかんもんだから。これは警察のほうとしても、当然、もうちょっと厳格にすべきだというふうなことで、事故も少なくしなきゃいかんわけです。

そういうような物の考え方をもうちょっと強く。これは法律で決めることではあるけれども、警察庁なんかにも、そういう仕事をしておる立場の中では、当然、それを強めていくべきだと思うんですけれど、警察本部長、このあたりのことをどう思いますか。

○野口警察本部長 法律を改正するというのは、またちょっとハードルが高いことだと思うんですけれども。高齢者の交通事故の問題ということについては、来年3月から、御案内のとおり道交法の改正がありまして、病気といいますか

認知症等、そういった方が運転免許を更新することについては、より厳しい手続になるということもありまして。こうした危険運転致死傷罪を厳格に適用するというのみならず、そういった運転免許の更新のときの病気のチェックの強化とか、運転能力の衰えた高齢運転者の免許の自主返納を進めるために、公共交通網を整備していくとか、あるいは運転免許を自主返納した場合に、交通券等を支給する等のメリット制度なんかも、市町村の協力もいただきながら充実する等して、そうした高齢者が交通事故を起こさないような環境を整備していくことが重要ではないかなと思っています。そういったことでいろんな準備を進めているところであります。

○緒嶋委員 こういう犯罪行為の法律が整備されたのが、海の中道の平成6年の福岡の事件であったわけですが、あれも最初は危険運転致死傷罪じゃなかったわけです。補充捜査でこれが適用されるようなことである。本当、実際最初から適用されるような形でないとおかしいと思うんです。補充捜査で、やっぱりこれは危険運転致死傷罪だということになる。

当然、危険運転致死傷罪が最初は適用されないだろうということで、進んできたんだろうと。それと市民などが、やはり署名なんかで、おかしいんじゃないかという市民感覚の意見を踏まえて、そういうのが適用になったわけです。

だから、最初から私は危険運転致死傷罪で起訴するというような姿が。補充捜査で出てくるようなことも、それはあってもいいけれど、やっぱり基本的に3人も亡くしても、最初からそれが適用できんようなことでは。あれは飲酒運転であったことは当然わかっておったわけだから。

そういうことを考えると、法律に、やっぱり

もうちょっと厳格な適用ができるように、私はやるべきじゃないかなというのを強く思うものだから。これは、言われたとおり、法律を変えろということだから、警察段階ではそうしたいと思っても、できることではありませんけれども、私はやっぱり市民感覚から見れば、そういうふうにあるべきではないかなということを思っておりますので、そういう思いがあるということは理解していただきたいと思えます。

それともう一つ、高速道路のセンターラインを越して対向車線に飛び込んで事故を起こす。これは当然、その道路を管理するNEXCOとか国交省やらに、一義的には構造上問題があるわけです。

しかし、そういう事故が起きて一番迷惑するのは警察なわけですよ。そうなると、管理者に対し、警察の立場でそういうものの改善をすべきじゃないかということは、当然要請されておると思うんですけれども、国交省やNEXCOに対する要望というか、そういうのはどの程度やっておられるわけですか。

○金井交通部長 御存じのとおり、やはり私たちも、それを一番危惧しております。やはり高速道路の片側一車線、中央分離帯におけるこの突破事故というのが大きな事故につながっておるのは現実であります。これを少しでも1件でも減らそうということで、警察だけではなくて県のほうも、その交通の安全を確保するためにも改善を要望して、片側二車線化を図るようにお願いしておるところであります。

さらに、警察としましても、今度は、走行中に眠くなり、ハンドル操作を誤るといったことがないように、私たちのほうでは白バイを高速道路の県北方面に3台配置しております。見える、緊張感を持って運転していただくというこ

とで、高速道路上に白バイを3台走らせてやっておるところであります。

これも効果はあると考えておるんですけれども、そのマイナス効果というのが、ちょっとはかれないところがあるんですけれども。ただ現実には、たまに発生しておる。特に盆とか、交通量がふえたときに、県外から来られた方がちょっと危ないところがあったりしております。途中、高速道路を見ますと、中央分離帯にコンクリートの境目があるところもったり、中なくてバーがあるところ、棒が立っておるようなところがあると思うんですけれども。そういう意識づけしかないところもあります。しっかり分離するものをまたお願いしたいと思えます。

ただ、そのブロックを置くところとバーを置くところというのは、車線の幅が何か影響してきているようで、ある程度のメーターがないとブロック塀が置けないという規定があるようございまして、それも含めまして改善を要望しておるところであります。

何せ、かなりの予算がかかりまして、根本的なこともありますので、県と、または国交省等と協議しながら、指導並びにお願いをしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 我々もそういうことでお願いしておるんですけれども、やっぱり警察の立場でいろいろそういう要請をされるのは、立場を変えてそういうことをやっていただくのは、かなり効果があるんじゃないかなと思いますので、ぜひ。

新たにつくるところは、言われたコンクリートの分離帯をつくっております。今、私は高千穂ですので、蔵田北方間はそういう分離帯だから、運転するほうも、そのセンターラインを、分離帯を越して対向車線に入るといったのは、

ちょっとあり得んような感じになっておるわけです。そうなると、お互いが対向車線にというのは、相手にとっては一番の迷惑な話ですから、そういう事故を防ぐということが一番重要だと思います。今からできるところは、中央分離帯がコンクリというような安全なものになるということでもありますので、今からのはいいんですけども、今までできておる東九州道なんかは特に片側一車線でありますので、ポールだけでは、もうなかなか。

あれも、ポールに何か、何とかウィングといったですかね、あれをつけることで事故が防げておるとい話も聞くんですが、それは現実はどういうことですか。ポールに、何か操作をするとか、それで事故が防げておるといものも聞くんですが。

○金井交通部長 ポストウィングというものがありまして。普通、道路に立っておるのは、丸い直径が10センチぐらいのものが立っていると思うんですけども、ポストウィング、幅の20センチぐらいの大きく目立つもの、これをつけていただいているところもあります。

かなり、その分離帯は、ここ危ないよという威圧的なものがありますんで、これがかなり発達していくと、さらにいいものができるとは思っております。ただ、予算の関係で、やはり少しずつしか進んでないと。

○緒嶋委員 警察の立場で予算のことは言わんでいいと思うんですよ。それは相手が考えることだから、警察では予算がないでしょうけれど、言う必要はないと思うんです。相手が考える、そういうつもりで、ぜひやってほしいというふうに思います。

○金井交通部長 踏まえまして、しっかり要求させていただきたいと思います。よろしくお願

いします。

○渡辺委員長 ほかにございますでしょうか。

○中野委員 一つだけ後学のために。いろいろ、我々もつき合い、社会、地域にでも、「あの人は暴力団におる」とか「住みついでる」とか、いろんな話があるわけです。公務のときは、県警からちゃんと教えてもらった経験が私もあるんですけども、一般的に、個人的に聞いたときに、それは教えられないという話ですよ。これ、根拠法規というのは、何から来ているんですか。

○西刑事部長 やはり、憲法から来る個人のプライバシー、ここからだと理解しております。

○中野委員 一方では暴力追放とか暴力団とつき合ったらいかんとか言っても、地域に真面目な顔して住んでおられると、そういうこともわからんのです。

○西刑事部長 警察のほうに相談に来られれば、しっかりした答えはしなくても、気をつけたほうがいいですよとか、そこらあたりのアドバイスは、さじかげんをとりながら、間合いをとりながら回答をしていきたいと思っております。

○渡辺委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時27分休憩

午前11時30分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

次は企業局です。報告事項等について、局長の説明を求めます。

○函師企業局長 説明に入ります前に、一言お

礼を申し上げます。

渡辺委員長を初め委員の皆様におかれましては、去る7月21日の現地調査において、岩瀬川発電所を視察いただきまして、まことにありがとうございました。

企業局といたしましては、委員の皆様方の御指導、御支援を賜りながら、今後とも健全経営を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

本日、御報告いたします項目につきまして御説明いたします。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

企業局では、議案はございませんが、提出報告書関係が1件、その他報告事項が1件の合計2件でございます。

まず、Ⅰの提出報告書でございますが、県が出資している法人等の経営状況についてでございます。

これは、地方自治法第243条の3第2項及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第4条第3項の規定に基づきまして、企業局が出資しております一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターの経営状況等について御報告するものであります。

次に、Ⅱのその他報告事項でございますが、去る7月8日に実施をいたしました祝子発電所施設見学ツアーについて御報告するものであります。

詳細につきましては、経営企画監及び工務課長より説明させますのでよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございました。

それでは、報告事項に関する説明を求めます。

○森本経営企画監 県が出資している法人等の経営状況について御報告をいたします。

お手元にあります平成28年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の139ページをお開きください。

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター平成27年度事業報告書であります。

1の事業概要でございますが、当法人は、平成18年4月1日から一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者として指定を受け、現在は3期目として、ゴルフ場の管理運営を行っているところであります。

また、公益法人制度改革により、当法人が平成24年4月1日に一般財団法人に移行しましたことから、公益目的支出計画に基づく事業についても実施しております。

公益目的支出計画といえますのは、新しい公益法人制度において、それまでに受けた寄附などの財産を公益の目的のために消費していく計画のことでありまして、当法人の場合は、基本財産を県と新富町に計画的に寄附していく計画を立てることにより、一般財団法人としての認可を受けているところであります。

なお、指定管理に当たっては、利用料金制を導入しており、施設の利用料金は全て当法人の収入とした上で、一定額を企業局に納付するという形での協定を結んでおりまして、この納付金が企業局の地域振興事業の主な収入となっているところでございます。

2の事業実績でございますが、(1)の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理業務にかかる事業費が、1億1,022万7,000円となっております。

施設の管理運営の実績ですが、ゴルフコース

の利用者数が3万2,501人、主催コンペの開催数が170回、参加者数が1万5,227人、カートの貸出者数が2万9,007人、レストランの利用者数が2万7,186人などとなっております。

(2)の公益目的支出計画の実施にかかる事業費は100万円で、寄附の相手方及び寄附金の額は、県に70万円、新富町に30万円となっております。

140ページからの3の貸借対照表以下、経営状況の詳細につきましては、後ほど御説明いたします経営評価報告書と重複しておりますので、ここでは省略をさせていただきます。先に今年度の事業計画について御説明いたします。

144ページでございます。平成28年度事業計画書をお開きください。

1の事業概要は、先ほど御説明いたしました平成27年度と同様であります。

2の事業計画でございますが、(1)の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理業務にかかる事業費は1億1,370万7,000円で、事業内容につきましては平成27年度と同様であり、ゴルフコースの目標利用者数は3万4,000人、主催コンペの目標参加者数が1万6,000人に設定しております。

これらの目標利用者数につきましては、平成28年度の当法人の事業計画において、近年の利用者数の動向を踏まえた上で、当法人で設定した数値となっております。

(2)の公益目的支出計画の実施につきましては、前年度と同様、県と新富町に合計100万円を寄附する内容となっております。

145ページの収支計算書をごらんください。

収入の部でございますが、予算額の合計は1億1,428万7,000円で、ゴルフコースの利用料収入、カート使用料、レストランの売り上げなど

が主な収入となっております。

増減で、前年度より52万9,000円の増収としておりますのは、近年、乗用カートの利用者がふえているということ踏まえまして、カートの使用料収入を前年度より多く設定しているためでございます。

支出の部の予算額の合計は、1億1,380万7,000円で、前年度より4万9,000円の増となっております。これは、乗用カートなどの各種リース料の増などによるものであります。

その結果、一番下から3番目の当期収支差額の欄にありますように、収支差額として48万円の黒字を見込んでおります。

次に、201ページでございます。お開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書について御説明いたします。

まず、上の表の当法人の概要ですが、上から3番目の欄にありますとおり、設立は平成元年11月18日、その下の欄ですが、総出資額は600万円、うち県の出資額が420万円、出資比率は70.0%となっております。

次に、中の表の県関与の状況であります。人的支援については、役員数の合計は5人で、平成27年度も28年度も変更はございません。これらの内訳は、県の退職者が1人、それ以外が4人となっております。また、職員数につきましては、平成27年度が10人、平成28年度が9人、全てプロパー職員でございます。

その下の財政支出等及びその他の県からの支援等につきましては該当ありません。

次の主な県財政支出の内容についても該当ありません。

次に、下の表でございますが、実施事業につきましては、先ほど御説明いたしました事業計

画の内容と同様でございます。

その下の活動指標であります、①ゴルフ場利用者数は、平成27年度は目標値3万4,000人に対し、実績値3万2,501人で、達成度は95.6%となりました。

また、②主催コンペ年間参加者数は、目標値1万6,800人に対し、実績値が1万5,227人で、達成度は90.6%となりました。

平成28年度と29年度の目標値につきましては、一番下の欄の指標の設定に関する留意事項にありますように、これまでのコンペ参加者数の推移を踏まえて、目標値を変更しております。

202ページをお開きください。上の表の財務状況から御説明いたします。

まず、一番上左側の正味財産増減計算書でございますが、平成27年度の欄をごらんください。一番上の経常利益は1億1,064万円、経常費用は1億1,022万7,000円で、差し引きの当期経常増減額は41万3,000円となりました。これから、当期経常外費用7万2,000円を差し引いた当期一般正味財産増減額は34万1,000円となりました。一般正味財産期首残高が当初535万4,000円ありましたので、一般正味財産の期末残高は、この34万1,000円を加えまして、569万5,000円となります。

当期指定正味財産増減額は、特定寄附を実施したためマイナス100万円となり、指定正味財産期首残高700万円からこの100万円を引いて、指定正味財産の期末残高は600万円となっております。その結果、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高と指定正味財産の期末残高を合計いたしまして、1,169万5,000円となっております。

次に、表の右上の貸借対照表を御説明いたします。

平成27年度の欄をごらんください。資産は2,034万円で、その内訳は、現金預金などの流動資産が1,361万2,000円、定期預金、機械装置など固定資産が672万8,000円であります。

次に、負債は864万5,000円で、未払金、仮受金などの流動負債のみとなっております。

資産から負債を差し引いた正味財産は1,169万5,000円で、その内訳は指定正味財産が600万円、一般正味財産が569万5,000円となっております。

次に、下側の財務指標であります、平成27年度の欄をごらんください。

①利用料金は、目標値7,758万8,000円に對しまして、実績値7,476万8,000円となり、達成度は96.4%となりました。

その下の②人件費は、目標値4,477万4,000円に対し、実績値4,439万7,000円となり、達成度は100.8%となりました。

その下の③自主事業収入は、目標値3,617万円に対し、実績値3,574万1,000円となり、達成度は98.8%となりました。

平成28年度と29年度の目標値につきましては、下の欄の指標の設定に関する留意事項にありますように、これまでの利用料金収入の推移を踏まえて、目標値を変更しておるところです。

その下の表の直近の県監査の状況については該当ありません。

最後に、総合評価でございますが、右の欄の県の評価をごらんください。

活動内容につきましては、先に御説明しましたとおり、ゴルフ場利用者数等の実績について目標を達成することができず、今後の改善が求められると考えます。

また、県内ゴルフ人口の減少傾向や料金単価の減少など、厳しい状況ではありますが、引き

続き新規利用者の開拓等の誘客対策に取り組んでいく必要があると考えます。

財務内容につきましては、平成27年度の収入は昨年度を下回ったものの、単年度収支黒字を確保したことは評価しております。しかし、収支黒字額が前年度を下回っているということから、財政基盤の安定が引き続きの課題であるとしております。

なお、組織運営につきましては、適切な人員配置により効率的に運営されているものと考えられます。

これらを踏まえまして、4段階評価につきましては、その下にありますように、活動内容と財務内容はやや課題ありとしてC、組織運営はほぼ良好としてBとしたところであります。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。報告事項に関する説明が終了しました。

報告事項に関しての質疑をお願いします。

○中野委員 140ページ、この租税公課というのは、中身は何ですか。真ん中ごろに367万円とあります。

○森本経営企画監 ゴルフ利用税のことです。

○中野委員 それからもう一つ、企業局納付金2,160万円の根拠はどうなってますか。

○森本経営企画監 これは、前回、今の指定管理者を募集する段階で、管理協定書等を結んでおりますが、その条件の中で2,000万円の納付を指定した上で募集をしているということでございます。

○中野委員 ということは、水が出てゴルフ場が荒れて、後でそれをもとに戻すときなんかは、県のほうで、企業局のほうで出してやるということですね。

○森本経営企画監 はい。大雨のときに、規模にもよるんですけども、大規模な被害が出た場合につきましては、やはり県のほうで復旧をするということになってくるかと思えます。規模によりまして、小規模な場合には指定管理者のほうでも対応するという管理協定を結んでおるところでございます。

○中野委員 202ページ、評価報告。これは、県全体で総務部のほうがやらせている話で、私はこれを見て本当、議会の中でこの評価を真面目に見れるかどうかという気持ちがあるわけで。やっぱりこういう企業というのは、最終的には利益を何ぼ出したかという話で。この中で見ると料金収入、実績と目標値、人件費、これで評価されてC・C・Bになっているけれど、これだけ委託費出して利益出しとればAでいいんじゃないかなと思う。

この評価方法は、——まあ、俺の愚痴だけれど——いい評価方法じゃないと感じる。本当こんなので議会で評価せいというのがおかしいと思って、昔から言っておるわけで。これやったら、目標値をもうちょっと下げとけばええわけやん、みんなAになってしまう、くだらん話だなと思って、まあ、愚痴でいいです。本当、これはつくる労力のほうがかかるとよ。

○緒嶋委員 この特定寄附の宮崎県と新富町で70万円と30万円、これの根拠は何。

○森本経営企画監 これにつきましては、当初、公益法人だったんですが、法人改革によりまして一般財団法人への移行をしなくちゃいけないということで、公益的に受けてた出捐金1,000万円ございました。それを解消する必要がありました。一遍に解消するということになりまして、手持ちのお金がなくなるということでございますので、10年間かけて100万円ずつ解消していこ

うと、それを返すような形で、今進めているところでございます。

○緒嶋委員 そうすると10年後には、もうこれがなくなるということになるの。

○森本経営企画監 はい、そういうことでございます。

○中野委員 例えば、こういう企業だったら、総務省のほうもそうだけれど県も複式簿記を出しているわけやな。企業局は、別途複式簿記はつくっておるわけ。

○森本経営企画監 これにつきましては、今、提出しておりますのは、財団の部分でございます。

2,000万円の収入といたしますか、財団からの納付金があります。これにつきましては、きちっと複式簿記……。

○中野委員 いやいや、全体的に複式簿記が別にあるかどうかを聞いているわけです。まあ、なければいい。

○森本経営企画監 トータルですか。

トータルの複式簿記というのは、つくってないということでございます。

○中野委員 できたら県も出しておるし、複式簿記のほうが、やっぱりわかりやすい。こういうのいろいろ見たって、あんまり……。できたらそういうので見たほうが、局長なんかも見やすいと思う。まあ、要望でいいです。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、報告事項に関してはここまでにしたいと思います。

局長にも御許可をいただきたいんですが、お昼が迫っておりますけれども、残りの説明も少なくなっておりますので、このまま続けさせていただきます。

それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○新穂工務課長 それでは、発電所施設見学ツアーについて報告いたします。

お手元にあります文教警察企業常任委員会資料をお開きください。

本年度2回目となる発電所施設見学ツアーについての御報告でございます。

1の目的にありますように、発電所施設見学ツアーは、二酸化炭素がほとんど発生しない水力発電の仕組みやダム役割について説明することにより、企業局の事業をわかりやすく伝えるとともに、環境保全に対する意識の啓発を行うことを目的に実施しているものであります。

2の実施概要にありますように、7月8日に延岡市立東海東小学校の4年生、教員合わせて60名を対象に、延岡市にあります祝子発電所で開催いたしました。

下段の写真のとおり、発電所では水車の模型を使って発電の仕組みを説明したり、実際に稼働している発電機を見てもらいましたが、子供たちの楽しんでいる様子や真剣にメモをとっている様子などが見られました。

子供たちからは、「水力発電は地球に優しい発電だなと思いました」とか、「今後は電気を無駄遣いしないようにしたいです」などの感想が聞かれ、企業局の事業や環境保全について学習するよい機会になったものと考えております。

なお、来月竣工予定の酒谷発電所につきましても、地元の方々を対象とした見学会を行う予定としているほか、来年度は、日南市内の小学校を対象とした見学ツアーの開催を検討しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

その他報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○緒嶋委員 二酸化炭素がほとんど発生しないって、これ、ちょっとは発生するわけでしょう。

○新穂工務課長 水力発電所建設も含めて発生があるということで、運転中には、ほぼゼロです。

○緒嶋委員 もう、でき上がった後は、これ、書く必要はないんじゃないか。これは文章として、自然に優しいとか、そういう形のほうがいいんじゃないか。最初だからこうしたんだろうけど。

○高橋委員 私たちも、この祝子発電所に行きました。私は、綾の発電所にまだ行ってないんですが、ここではモニターが設置してあるわけですね。

○新穂工務課長 モニターといいますのは、大きな画面で説明をするような施設ということでございましょうか。テレビは置いてあって、そちらの中で企業局PRビデオを見せたり、そういうことはしております。

○高橋委員 わかりました。酒谷では渡辺委員長が技術者に質問していましたが、ぜひ発電所の中に、パネルを置いて。外で見学ということなんでしょけれど、この前、県外調査で行った富山県の庄発電所、あそこは農業用水を利用した小水力でしたけれど、立派な箱物がありました。

だから、ぜひ子供たちにわかりやすく説明ができる、そういった媒体といいますか、モニターはあってしかるべくして、また部屋の中で見れる。たしか、あの施設の入り口には玄関扉も、門までありました。何かモニュメントも設置してありました。

ダムを活用した小水力ですから、富山の農業用水よりもはるかにレベルが高い小水力発電所と私は理解をしますが、今後いろいろと御検討いただけたらと思っています。

○新穂工務課長 まず、発電所の隣に公園がございまして、公園のほうには説明をしたボードを今回設置をしたところです。

それから、発電所の中につきましては、富山県の発電所がどれぐらいのスペースなのか、ちょっと承知しておりませんが、酒谷に関しては、それほどスペースは広いということではないわけですが、その中でも工夫をしながらパネル等を展示しまして、そういう説明ができるような施設を整備するように考えているところです。

○緒嶋委員 酒谷の場合は、全体の公園の管理はどういう形でやるわけですか。

○新穂工務課長 公園そのものは県の公園でございまして。その管理は、最終的には地元のやちみろ会という道の駅関係をされているところが管理をされている流れになっているようです。

○緒嶋委員 企業局とは関係がないということですか。

○新穂工務課長 はい。今回、整備はさせていただきました。これは建設工事でいろいろ使わせてもらいましたので、最終的に整備をしましたが、それは県のほうに一旦引き渡して、管理は地元に行ってもらおうと考えております。

○渡辺委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、大変ありが

平成28年 9 月14日(水)

とうございました。

暫時休憩します。

正午休憩

午後0時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

あす15日の委員会は、午前10時に再開し、教育委員会の審査を行うということといたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後0時2分散会

平成28年 9 月 15 日 (木曜日)

西都原考古博物館長 田 方 浩 二
埋 蔵 文 化 財 谷 口 武 範
セ ン タ ー 所 長

午前 9 時 58 分再開

出席委員 (6 人)

委 員 長 渡 辺 創
副 委 員 長 日 高 陽 一
委 員 緒 嶋 雅 晃
委 員 中 野 廣 明
委 員 高 橋 透
委 員 有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長 四 本 孝
教 育 次 長 片 寄 元 道
(総 括)
教 育 次 長 川 越 良 一
(教育政策担当)
教 育 次 長 坂 元 巖
(教育振興担当)
総 務 課 長 亀 澤 保 彦
財 務 福 利 課 長 大 西 敏 夫
学 校 政 策 課 長 飯 干 賢
学 校 支 援 監 金 子 文 雄
特 別 支 援 教 育 室 長 川 越 浩 司
教 職 員 課 長 西 田 幸 一 郎
生 涯 学 習 課 長 恵 利 修 二
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 古 木 克 浩
文 化 財 課 長 向 井 大 蔵
人 権 同 和 教 育 室 長 米 村 公 俊
図 書 館 長 福 田 裕 幸
美 術 館 副 館 長 四 位 久 光
総 合 博 物 館 長 長 友 重 俊

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 木 下 節 子
政 策 調 査 課 主 幹 西 久 保 耕 史

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

ここで、委員会の傍聴につきましてお諮りいたします。

延岡市の甲斐氏ほか 1 名から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。

議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、許可することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩します。

午前 9 時 58 分休憩

午前 9 時 58 分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しした傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、報告事項等について、教育長の説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いをいたします。

まず、お礼を申し上げます。7 月 24 日木の花

ドームで開催されました第67回宮崎県中学校総合体育大会の総合開会式には、渡辺委員長に御臨席をいただきました。まことにありがとうございました。

また、8月22日に日南市の小村記念館で開催されました第35回小村寿太郎侯顕彰弁論大会には、渡辺委員長と高橋委員に御臨席をいただきました。まことにありがとうございました。委員の皆様には、さまざまな機会を通して激励をいただいております、この場をかりまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、説明をさせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙をお開きいただき、右側の目次でございます。

今回の報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことについての1件でございます。

さらに、その他報告事項といたしまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてなど6件を説明させていただきます。

なお、4月に実施されました平成28年度全国学力学習状況調査の結果につきましては、文部科学省から調査の集計漏れが判明したため、正しい集計値が得られるまで結果の公表を延期するという連絡がございました。今後、文部科学省から調査結果が公表されましたら、委員の皆様にも御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

引き続き、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。まず初めに報告事項に関する説明を求めます。

○西田教職員課長 教職員課であります。損害

賠償額を定めたことについて御報告いたします。

別冊の平成28年9月定例県議会提出報告書をお願いいたします。別紙1のところです。3ページをお開きください。一番上の段の車両損傷事故の事案についてであります。平成28年4月26日に、県立延岡工業高等学校の敷地内において、職員が草刈り作業を行っている最中に、はじいた小石が駐車場の相手方車両に当たり、ガラスを損傷したものであります。

損害賠償額は2万1,058円、専決年月日は平成28年6月22日でございます。

なお、今回の件を踏まえまして、学校や職員に対して、これまで以上に作業中の安全配慮に留意するよう注意喚起を行ったところであります。

教職員課の報告は以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。報告事項に関する説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○亀澤総務課長 御説明いたします。常任委員会資料1ページをお開きいただけますでしょうか。教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

まず、1、概要にありますように、この報告は地方教育行政法——省略してますが——第26条の規定によりまして、県教育委員会が行います教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、これより後は点検・評価と省略いたしますが、この結果を報告書として議会に提出し、公表するものでございます。概要の下から3行目に記載しておりますが、今年度は、こ

れまでの実施方法を見直しまして、昨年9月改定しました、第二次宮崎県教育振興基本計画に掲げる全ての施策を点検・評価の対象とすることや、新たに教育委員の活動状況等を追加したりするなどの改善を図ったところでございます。

次に、2、点検・評価の方法でございます。対象は平成27年度実績でございます。

まず、(1) 施策評価としまして、第二次宮崎県教育振興基本計画の施策、全23項目それぞれについて、管理指標計画に定める目標数値でございますが、その結果や取り組み実績、学校、保護者、児童生徒、教員、地域の方々へのアンケート調査等の分析を行いました。

次に、(2) 外部評価として、大学教授や教育関係者をお願いいたしまして有識者会議を実施し、客観的な視点から、点検・評価について、さまざまな御意見をいただいております。

さらに、(3) でございますが、総括評価として、教育委員会の活動状況の全体の総括や施策目標ごとの評価、今後の方向性等を示し、次年度以降の施策推進に生かせるようにしたところでございます。

数字の3のとおり、報告書の構成につきましては、第1章から第5章までの5章立てとしております。報告書を別冊で配付させていただいております。こちらが報告書でございますが、ごらんのように大変分厚くなっておりますので、この報告書の要点に当たる部分を抜き出していますこちらの委員会資料で、内容を若干説明させていただきます。

委員会資料の2ページをお開きいただけますでしょうか。こちらが主な管理指標の達成状況でございます。こちらは、先ほどの報告書の第3章に掲げる内容の抜粋でございます。

第二次教育振興基本計画に掲げる各指標の達

成状況を一覧にしております。全部で39のうち、ここでは主なものをお示ししております。

例えば、1番目の施策目標のI、県民総ぐるみによる教育の推進の施策の1、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進の管理指標をごらんください。こちらの指標の内容でございますが、学校や子供の教育支援のための組織が整備されている小中学校の割合につきましては、平成23年度の策定時の基準値が小学校で72.7%、昨年度27年度の目標値が79.2%、実績値が80.5%ということでございます。達成状況としては二重丸ということとしております。この丸の内容の示すところは、3ページ、隣のページの一番下でございます。目標達成状況の基準ということで、基準と目標達成度の算出方法を4段階で示すものであります。

こちらの内容につきましては、以下、同じような方法で、各管理指標の達成状況を2ページから3ページのほうにお示ししております。ごらんいただきますと、先ほどの施策目標のIの下3、開かれた学校づくりの推進、その下の施策目標のIIの2、確かな学力を育む教育の推進、隣のページの施策目標のIVの3番目、公立学校の教育環境の整備・充実につきましては、黒三角ということになっておりまして、管理指標においては、平成27年度の目標に追いついていないとともに、基準年からも進捗がしていないという結果をあらわすものでございます。

続いて、4ページをお開きいただけますでしょうか。施策の目標ごとの評価でございます。こちらは、報告書の第5章、総括評価の抜粋でございます。5つの分野施策及び教育委員会の所管する、先ほど23とございましたが、そのうちの20の施策につきましてはの評価と今後の方向性等を

特記しております。評価につきましては、各施策、それをまとめる5つの分野において、5ページの一番下にございます評価の基準によりまして、a、b、c、dの4段階で評価しております。4ページに戻っていただきまして、内容を若干説明させていただきます。

(1) 施策の目標Ⅰ、これは全体が家庭や地域の教育力についての施策でございます。3番目の開かれた学校づくりについては、管理指標の達成状況等を考慮しまして、a、b、c、dのcとしておりますが、全体の評価としては、一定の成果が出ているものとして、Bとしております。

続きまして、今後の方向性としましては、1つ目の丸で書いてありますが、知事部局や高等教育機関と連携し、地域連携の核となる人材の育成や、地域全体で学校を支える体制の整備、2つ目の丸では、学校評価の内容・方法の改善やチームとしての学校の体制整備に取り組むことにしております。

続きまして、(2) 施策の目標のⅡ、こちらは学校教育の中心に当たる施策でございます。2の確かな学力を育む教育の推進と4番目の健やかな体を育む教育の推進が、取り組みは行われているものの、現段階では成果が見えていないとして評価としてはcとしていますが、分野全体の評価としましてはBという形になっております。

今後の方向性としては、1つ目の丸、学力向上の面では、各学校での指導改善の研修の充実や県と市町村が連携した授業づくりの支援等を、2つ目の丸、体力向上においては、学校の実態に応じたプランを策定するなど継続的な取り組みを推進することとしております。

(3) 施策の目標Ⅲ、こちらは重点的に取り

組むテーマに関する施策です。全体的に管理指標の達成度がよいことや新たな事業等に取り組んでいることから、評価はBとしております。

隣のページ、資料の5に移りますが、今後の方向性としましては、学校・地域でのふるさと学習やふるさとに学ぶ活動の充実や、児童生徒の発達段階に応じた系統的なキャリア教育の充実・推進を図ることとしております。

その下でございます。(4) 施策の目標Ⅳ、ここは教育環境の整備に関する施策でございます。2番目の安全教育、防災教育の施策は、進捗しているが、管理指標の達成状況からcとしております。全体の評価としましては、事業実施により対応を行っているものとしてBとしております。

今後の方向性としては、2つ目の丸になりますが、災害対応として、より実践的な実効性の高い防災教育の推進や、これまで以上に地域、家庭、関係機関等との連携を強化していくこととしております。

最後の(5)でございます。施策の目標のⅤ、これは文化、スポーツの振興に関する施策でございます。3のスポーツの振興について、昨年度、国体成績等の要因によりcとなっておりますが、生涯学習、文化の振興において目標達成された指標があることなどから、全体の評価はBとしております。

今後の方向性としては、多様な学びや文化・スポーツ活動について、ホームページ等における情報提供をさらに充実させることや、2巡目国体等を見据えた有望選手の育成強化に努めていくということとしております。

5ページまで、以上ですが、最後に1ページに再度お戻りいただきまして、4でございます。

4は、これまでの作成経過と今後の日程でござ

います。

これまでの経過につきましては、教育委員会委員と事務局との協議、委員間での協議等を経まして決定いただき、本日、本会議に報告させていただきましたので、来月に県のホームページ等で公表させていただく予定にしております。今後も毎年度、この点検・評価を通じまして外部の御意見をいただくとともに、各施策の取り組み状況を整理して、より効果的に施策推進を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○飯干学校政策課長 常任委員会資料の6ページをごらんください。

いじめ防止対策推進法における、いじめの重大事態が発生した際の、本県における調査の流れであります。

まず、1の調査フロー、流れであります。今回の宮崎海洋高校の事案においても、この調査の流れで調査等が進められたところであります。

1番上にありますが、県立高校において、いじめ問題が発生した場合、その下の矢印のとおり、県教育委員会に報告され、県教育委員会では、その状況から重大事態に該当するかどうかを判断いたします。

県教育委員会が、重大事態に該当すると判断した場合は、その右側の囲みですが、教育委員会が設置しております第三者による附属機関である宮崎県いじめ問題対策委員会が、重大事態に係る事実確認を明確にするための調査及び、それに基づく学校及び県教育委員会の再発防止策についての検証を行い、調査報告書を作成いたします。

次に、その下の点線の囲みとなりますが、この調査の結果を知事に報告し、知事は、この調査の結果に対して、必要があると認めるときは、

さらなる詳細な調査、いわゆる再調査を実施することができることとなっております。

知事は、その再調査の実施の要否の判断を行うに当たって、その右側にあります宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の再調査部会に諮問を行います。

再調査部会においては、審議の上で、再調査の要否を知事に答申し、知事はその答申を参考に、再調査の実施が必要かどうかを判断することとなります。

その結果、知事が、再調査の実施は必要ないという結論を出せば、その下の矢印のとおり、ここで終結となります。

一方、ここで知事が、再調査が必要であると認めるときには、その右側の再調査部会において、再調査を行うこととなります。

なお、再調査を行った場合、その下の矢印のとおり、知事及び県教育委員会は、この調査の結果を踏まえて、それぞれみずからの権限及び責任において、必要な措置を講ずることとなっております。

また、再調査の結果については、議会に対し報告を行うこととなっております。

次に、2の宮崎海洋高等学校の事案に係るいじめ防止対策推進法上の調査等の状況についてであります。

今回、宮崎海洋高校で発生した事案について、県教育委員会が設置しております宮崎県いじめ問題対策委員会において、ことしの3月に調査報告書を取りまとめ、知事に報告いたしました。知事は、これを受け、再調査部会に対して、この報告に対する再調査の要否に係る諮問を行い、この再調査部会からの再調査の必要性を認めないとの答申を受け、再調査は不要であるとの判断をいたしました。

県教育委員会においては、再調査部会の答申における附帯意見も真摯に受けとめ、今後ともいじめの再発防止に向け、なお一層の取り組みを進めていくこととしています。

続きまして、資料の7ページをごらんください。第40回全国高等学校総合文化祭広島大会の本県高校生の結果について御報告いたします。

資料の(1)日程から以下に示しますように、本大会は7月30日から8月3日までの期間に広島県内で開催され、本県からは292名の生徒諸君が、出場権のある全ての部門に参加いたしました。

「創造の風 希望の光 平和を願う心 三本の矢に込めて」の大会テーマのもと、日ごろから学業との両立を図りながら、ひたむきに文化芸術活動に励む全国の多くの高校生とともに、本県の高校生も、互いの成果を確かめ、交流を深めながら、将来につながる貴重な経験を積むことができました。

なお、今大会は、惜しくも上位の入賞はございませんでしたが、今後それぞれの部門が、来年度に向けて力強い取り組みを始めることができるよう、教育委員会といたしましても支援をしてみたいと思います。

8ページにありますのは、高校総合文化祭以外の全国大会等の主な結果でございます。特筆すべきは、(1)の第27回国際生物学オリンピックベトナム大会ですが、これは7月にベトナム共和国のハノイにて開催されました、生物学に関する能力を競う国際的なコンテストです。世界68の国と地域から263名の高校生が参加した中、宮崎西高等学校の外山太郎君が世界第8位となり、見事、金メダルを受賞したものです。この成績は、県勢初でございます。

報告は以上です。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課でございます。

常任委員会資料の9ページをお願いいたします。平成28年度全国高等学校総合体育大会の結果についてであります。

まず、最初の表にあります団体についてありますが、1のボクシング競技において日章学園高校が2年連続優勝、2の弓道競技の女子において延岡学園高校が2位、3のカヌー競技の女子において宮崎商業高校が4位に入賞するなど、全体で6競技7種目が入賞を果たしました。

次の表の個人におきましては、1のボクシング競技のライト級において日章学園高校の斎藤麗王選手が優勝、2のカヌー競技の男子カナディアンフォアで宮崎大宮高校が優勝しております。

なお、大変申しわけありませんが、資料にはカナディアンフォア200メートルとなっておりますけれども、500メートルということで訂正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

そのほか、4の陸上競技の男子400メートルリレーで宮崎工業高校が2位、9の空手道競技の男子個人組手で宮崎第一高校の鴨川晃次朗選手が3位、10の少林寺拳法競技の男子組演武で都城工業高校の脇屋選手、池田選手が3位に入賞するなど、全体で10競技33種目が入賞を果たしております。

次に、10ページをお開きください。

中段の参考資料、ベスト8以上入賞者数及び団体数であります。一番右側の平成28年度の合計にありますように、団体と個人の合計が40となり、昨年度を上回る結果となっております。これらの入賞を果たした選手は、10月から岩手県で開催されます国民体育大会にも多く参加いたしておりますので、そこでの活躍も期待されるところでございます。

次に、一番下にあります第98回全国高等学校野球選手権大会の結果についてであります。春の甲子園に続いて連続出場となる日南学園高校であります。1回戦で西東京代表の八王子高校に、2回戦で和歌山県代表の市立和歌山高校に勝利いたしました。3回戦におきまして南北海道代表の北海高校に敗れ、ベスト16の成績となっております。

続きまして、資料の11ページをごらんください。

北信越ブロックで開催をされました平成28年度全国中学校体育大会の結果についてでございます。

まず、最初の表にあります団体についてでございますが、バドミントン競技の男子において、宮崎市立生目南中学校が4年連続の5位入賞を果たしました。

次の表の個人におきましては、1の陸上競技の女子200メートルで、宮崎市立本郷中学校の矢野香琳選手が3位、2の剣道競技の男子個人で高千穂中学校の吉村健成選手が3位に入賞するなど、5競技5種目で入賞を果たしております。

中段のベスト8以上入賞者数及び団体数であります。一番右側の平成28年度の合計にありますように、団体と個人の合計で6となっております。

また、一番下の連盟・協会主催大会を参考として掲載しておりますが、1の全国中学生弓道大会の女子個人において、日南市立南郷中学校の海老原花音選手が3位に入賞するなどの活躍がありました。

以上のように、本年度も本県の中高生が、よく健闘してくれました。各学校の熱心な先生方の指導と生徒たちの頑張りをたたえたいと思います。今後も本県の競技力向上対策を充実させ

て、少年競技力向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料の12ページをごらんください。

2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

現在、国体準備スタートアップ事業において、県有主要体育施設の現況や機能、整備候補地等に係る調査や競技団体に対するヒアリング等をコンサルタントに委託して進めているところでございますが、現在の検討状況について御説明いたします。

まず、1のコンサルタントによる施設規模の検討状況についてであります。①適合すべき施設基準は、国体開催に必要な施設の基準としてコンサルタントに提示したものであり、それを踏まえてコンサルタントが望ましいと思われる施設規模について調査し整理したものが、②施設規模の表になります。

まず、(1)陸上競技場についてでございますが、①の適合すべき施設基準としましては、ア、日本体育協会の国体施設基準、イ、日本陸上競技連盟の第1種公認陸上競技場の基本仕様があり、加えまして、ウ、日本サッカー協会のスタジアム標準を参考に検討を進めております。

具体的な施設規模については、②の表にお示ししているとおおり、陸上競技を実施するために必要な9レーンのトラックやJリーグの試合が開催できるフィールドの確保、国体の総合開閉会式が開催可能な3万人規模の観客席のほか、補助競技場の整備、大型電光掲示板等の設置が必要であると整理をしております。

次に、(2)体育館についてであります。①の適合すべき施設基準としましては、バスケットボール競技の基準を満たす仕様であれば、ほか

の競技についてもおおむね基準をクリアできることから、ジャパン・バスケットボールリーグの入会審査基準案を参考に検討を進めております。

具体的な施設規模につきましては、②の表にお示ししているとおり、バスケットコート4面分を確保できるメインアリーナのほか、練習会場として利用可能なサブアリーナや山岳競技の登はん壁、約3,000席の観客席と800台程度の駐車場の確保が必要であると整理をしております。

次に、(3) プールについてであります。①の適合すべき施設基準としましては、ア、日本体育協会の国体施設基準とイ、日本水泳連盟のプール公認規則がございます。具体的な施設規模につきましては、②の表にお示ししているとおり、国体競技である競泳や飛び込み、シンクロ、水球の実施に必要な仕様のほか、水温調節装置等の設置が必要であると整理をしております。

なお、屋内施設あるいは屋外施設として整備するかによって、施設の規模や建設費、その後の維持管理費も大きく違ってまいりますので、慎重に検討したいと考えております。

次に、資料の13ページをごらんください。

2の整備場所の調査・選定フローについてであります。

現在、(1)に記載のとおり、ステップ1として、既存の運動公園や県有地のほか、各市町村の意向を確認しながら、幅広く整備候補地を抽出する作業を進めており、あわせて競技団体や関係機関等へのヒアリングを実施しているところでございます。

今後、(2)に記載のとおり、ステップ2として、法規制や交通アクセス、利用圏人口などといった視点から候補地の絞り込みを行い、また、

市町村との個別具体的な協議も行っていくこととしております。

これらの作業によって、(3)にありますように、ステップ3として総合評価を行い、施設の仕様・規模や整備場所、その手法等について、来年3月までに県としての基本構想案をまとめたいと考えております。

なお、今後、基本構想案の中間取りまとめを行い、12月を目途に報告をさせていただく予定としております。

また、施設整備の検討に当たっての基本的な考え方として、4つの視点を、一番下の四角囲みに参考として記載をしております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。その他報告事項についての説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑をお願いいたします。

○高橋委員 順番にお尋ねしていきます。冒頭に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての関係で、まず基準値ですよね、どうもよくのみ込めない部分があつて。大体100つというのが一般的に比較しやすい数字なものですから。この基準値の定義、それぞれ定義は異なってくると思うんですが、一定の基本定義というのはあると思うんで、そういったところを、まず教えていただくとありがたいと思います。

○亀澤総務課長 管理指標の目標値、最終目標32年度の目標値の定義ということでございますが、第二次宮崎県教育振興基本計画を策定する際に、何らかの目標は当然つくらなきゃいけないということで整理したところで。策定時にどのような状態であったかというのを、平成23年度から25年度の数値を用いて基準値というふうにしてお

ります。

ついでに、言いかけてましたので、目標につきましては、その時点から32年度まで、どこまでを達成するかということで考えたわけですが、基本的には100%が最終目標かと思いますが、中には、やっぱり100%にはいかないだろうというような諸般の事情のあるものについては100%を切った目標値を設定しているところがございます。

○高橋委員 全て、私はチェックしていませんから、気づいたところから申し上げますと、基準値は今説明がありましたように、23年、25年の数値を参考にして決めたということなんでしょうけど、例えば、この施策の目標のIの2の家庭や地域の教育力の向上で、家族や地域の人に挨拶をしている児童生徒の割合、これを単純に私は、別に23年、25年の数値どうのこうのじゃなくて、みんなが挨拶してくれたほうがいいじゃないですか。素直に100、それで100%のような気がするんですけど。当然、27年の目標も100で、それに対して実績が幾らなのかなというふうに、私、単純に思った次第であります。だから、定義をどのように決められたのかなって尋ねたら、23年、25年の数値を参考にしたってということなんですよ。

○亀澤総務課長 先ほど、若干触れましたけれど、32年度目標は、いずれにしても100%。物によっては、本当に最初から100%を目指すものもあるんですが、その時点時点で、宮崎の教育に関する調査ということで、各アンケート調査等を実施しておりましたので。なかなかすぐに、いきなり100%に行くというのは難しいということで、段階的な数値を推計して、こういう形で年度ごとに設定させてもらっているところがございます。

○高橋委員 後のほうの説明はわかるんです。

目標値を段階的に上げていくっていうのは。ただ、その基準値の設定の仕方が、ちょっと私、疑問があったもんだから申し上げたわけです。

細々と精査してないもんで、よくわかんないんですが、例えば、今の開かれた学校づくりの推進ですよ、最初のところだけ目についたもんだから、お尋ねするわけですけども。三角の黒だからよくないですよ、達成状況が。ただ、私は全ての県内の学校を見てるわけじゃないから、またいろいろとコメントをいただきたいんですけど、結構、今ごろはオープンスクールとか地域の保護者とか、いわゆるPTA以外の方々を学校に招き入れて、それこそ開かれた学校に努力されていて、実際にやっていらっしゃると思うんですよ、昔と違って。だから、それじゃあここは三角の黒は、ちょっと私、あれと思って疑問を感じたところですが。

○亀澤総務課長 ありがとうございます。委員のほうからもいろいろ御指摘のあるとおり、ここにつきましては、実を言うと基本的には100%を目指して各学校は取り組んでいまして、もともと基準値の年度でも非常に取り組みが高かったもんですから、このような形の数値になっております。中に、どうしても何かの事情でできなかったとか、小規模校とかそういったことかもしれないかもしれませんが、そういうことが影響していることで100%になってないと考えております。

この黒三角、非常にここだけが目立って悪いように、現実になったんですけど、この目標達成の基準の算定方法が、県の総合計画の政策評価に使う算定方法を、今回は参考にさせていただきましたので、もともと基準が高いものにつきましては、どうしても100%までの間が薄い

ということで達成状況が悪いという評価になったものの一つでございます。

○高橋委員 ちょっと私、のみ込めてないかもしれないませんが、ぱっと見たときに、今の開かれた学校づくりの推進が、なぜ黒の三角なのかなって。結構100%に近い達成率にきてるじゃないですか。ここも、ちょっと説明していただけませんか。

○亀澤総務課長 資料の3ページでございますが、3ページの下の表のこの算式、目標達成度の算出方法ということで、実績値から基準値を引いて、さらに分母は年度の目標値から基準値を引いているということで、2つの要素がございまして。単に27年度の目標が達成していればいいというだけじゃなくて、基準値の23年度より、やっぱり年々右肩上がりに上がっていかなくちゃいけないという指標のとり方が、この算出方法でございまして。どうしても最初から高い数値のものについては、ここが目標値、目標年度までの途中経過においては下がってしまうというような結果が出ておる。そういうような算式方法とか評価の方法によって、このような結果になっているものでございます。

○高橋委員 わかりました。今いろいろ説明を聞いてよくわかったんですが、この基準値の設定の仕方、達成状況の二重丸から黒三角、ちょっと不公平だなっていう感じも受けたりするんです。基準値が、たまたま23年、25年の数値を参考にして、これが設定されたということで、たまたまこれが低かったら、達成状況は黒三角がつかない可能性が高いなと思いつつながら。だから、私はこの評価はいろいろと確かに緻密にやられたとは思いますが、これを見て一喜一憂しなくてもいいかなと。正直申し上げて、この開かれた学校づくりは、少なくとも私の県

南では一生懸命取り組まれているものですから申し上げた次第です。

○中野委員 私も、この政策評価、本当に前から言ってるけれど、これを議会で見て何がわかるのかなと、何かむなしさを感じる。私はこれを行っている人、例えば小学校でみんなこれを調査するわけでしょ、集計して。こんなことやるとるから、事務量がふえてるかなと思うんです。だから、やるのはいいんですよ。ただ、これで客観的に数字がとれるというのは、例えば学力の問題。きのうも言ったけれど、この基準値のとり方、それによって達成すれば○、下回れば×、基準値の根拠がみんなばらばらになってるわけ。

これは、もともとは総合政策部か、総務課が悪いわけや、こんなのをさせるから。だから、こういうのをやっとして、ここにおる職員の皆さんが、本当に有意義だな、これはやりがいがあるかなと、みんながそれぐらい、100%、80%ぐらいそういうふう感じておれば、もうそれ以上は言いたくないけれどね。悪いことじゃないけれど、これは学校ごとに校長先生が客観的に判断するような数字も多いわけでしょ。これをとって、どうフィードバックしていくわけですか。

○亀澤総務課長 今までは総合政策部のほうでやります県全体の政策評価と同じものを、うちの点検・評価という形でさせていただいてたんですけれど、やはり今委員が御指摘のとおり、いろんなアンケート調査とかそういうのをきちりやっていますので、これをどう分析するか。それを今回、各施策ごとに細かく分析してやりました。

当然ながら、計画のほうに管理指標というのがありましたので、その指標もアンケート調査

等の結果からこのような形でまとめまして、最終的には○・×とか、a、b、cでランクを決めるんじゃないで、今後どうするかという形で次年度以降の施策につながるように、全ての施策を今回網羅的にやりました。これが来年の事業とか、そういった予算のほうにつながるようにしていきたいなと考えております。

○中野委員 やるのはいいけれど、私は今、教育に目覚めとって、孫の3年生と住んで、時々宿題やら見たりして、これは難しいなと思ったり。学校のこと、体力向上といったって、聞いてると運動会の前の走りとか、それから体操の時間があったり、プール、大体決まった話や、どこも。それから、家庭教育で、家庭でどうのこうの書いて、娘の学校行事を見てると、PTA役員しとれば忙しいじゃろうけれど。何でもそうよ。やってる現実を自分の身の回りの小さい範囲に置き直してみても、なるほどなという話を感じられん。そういう中で、小学校でもかなりこれをまとめたりする。やるのはいいが、もうちょっとみんなで合理的に、本当にこの項目でしっかりした数字がとれるかとか。それで、例えば点検・評価で有識者がこんなものを見てaとかbとかが言える人は、俺はすごいなと思うとやけれど。有識者って、俺は何じゃと思うとやけれど、みんな専門分野の人が多ければ、果たして小さい家庭のことまで有識者かかっていうと、これ有識者の定義も納得いかんのよ。弁護士さんは、そりゃ法律には詳しいよ。じゃ農業のことやら、わからんがね、極端な言い方すると。

そういうことで、とにかくもうちょっとシンプルに、客観的に見れるような中身に。あんまり美しい言葉なんかつくったって、ようわからんなと思って。こっちの管理指標を見ると小せ

えことが書いてあるけれど、もうちょっと合理的に考える。俺は逆に教育委員会に、こういうやり方の評価を一回、みんなでももらいたいね、意見を聞いてもらって。

もう、意見でいいです。何かあれば教育長。非常に有意義かどうか。

○亀澤総務課長 今回、今までとやり方を全部変えて、新たな取り組みという形でこのように結構重厚にさせていただきました。

それで、この点検・評価というのは県の政策評価とは若干違いまして、教育委員会、いわゆる狭義の教育委員会、5人の教育委員と教育長を含めた教育委員会がやらなきゃいけない事務ということで、教育長に、委任できない事務ということで。教育委員のほうにいかにかこの点検・評価をきちっと見ていただくかということがまず1点、今回工夫したところでございます。

それともう1点は、今まで政策評価の外部評価につきましても、県全体の外部委員じゃなくて、県教育委員会が人選した教育に詳しい方、もしくは家庭に詳しい方たちを人選して、教育委員会独自で今回、外部評価委員を選考して、その方々にお願いしました。

今回、やり方も含めて、いろんな御意見をいただきたいということで、外部評価のほうにも提示させていただいたところでございます。そしてまた、教育委員のほうからもいろいろ意見も出ておりますので、また来年以降にいろいろ工夫をさせていただきたいと考えております。

○中野委員 ぜひ、やっぱりシンプルなほうがいいわけよ。何か分厚くて項目があると、中身があるかのように錯覚しとるんじゃないかなと。これを学校は、家庭に見せんといかんわけよ。もうちょっとシンプルに要約せんと。今話を聞いてると、逆に何か複雑になったような話やけ

れど、もうちょっと、誰が見るかですよ、こういうのを。こんなの、わかりやせんよ。そこを考えると効率的にやってください。要望でいいです。

○緒嶋委員 この施策の目標2の確かな学力を育む教育の推進。実績は30%というのは、75の基準値から見りゃ、学力はこれだけ下がってあるというふうにこれは理解すればいいわけですか、30というのは。理解の仕方。

○金子学校支援監 別冊資料を使ってちょっと説明をさせていただきたいんですが、18ページをお開きください。施策目標Ⅱの施策2、確かな学力を育む教育の推進というページになりますが、このⅠの現状のところをごらんいただきますと、全国学力・学習状況調査において、平均正答率全国水準、全国平均のプラス・マイナス1.0ポイント以上の調査項目の割合ということで設定させていただいております。

その下に関連データというのがございますが、そこに平成27年度の本県の状況をまとめた資料がございます。この学力調査は、例えば小学校のほうを見ていただきますと、国語A、国語B、算数A、算数B、そして理科ということで、5科目が項目としてあります。そのうち、このマイナス1.0ポイント以上ということになりますと、国語Aと理科が該当します。そういう形で中学校で見ますと、数学Aがマイナス0.6で該当するというので、10の科目のうち、3つの科目がそれを上回っていたということで、30%と出させていただいております。

○緒嶋委員 言えば、たまたま27年度がそうだったということ。今度は、28年度は逆に言えば、また80ぐらいぽつと上がる。学力というのは、そう差が出るわけですか。

○金子学校支援監 毎年、力を抜いてるわけで

はありませんので、全力で学校は取り組んでいる中で、結果としてこういう形になったんですけど。たまたまこの指標で見ますと3つしか該当しなかったということで、取り組み自体が不十分だったとは言い切れないのかなと思っております。

○緒嶋委員 本当に実態を正しく数字であらわした場合は、それが正しいかどうかというのは、また見方がいろいろあると思うんですよね。だから、数字にあらわすことが本当にいいのかどうかというのが、具体性というか、エビデンスという言葉があるけれど、科学的に考えて本当にいいのかどうか。三角とか丸とかならともかく、数字が出ると、これは信憑性というか、それをどう理解するかがなかなか難しくなると思うんですよね。

だから、これは専門的な人はすぐわかるかもしれん。これを見て学力やらが30%で、これを見ればそういうことだけれどと。実際、これのあらわし方というか、表示の仕方がこれでいいのかどうかというのは、十分検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですけど、総務課長、これはどげんかな、あんたが答えるといいとかな。

○亀澤総務課長 緒嶋委員が言われましたようなことを、実は外部委員の大学の先生からも言われまして。学力のこういうテーマに関して、このような評価の仕方でのいいのかというのはきちっと言われました。

ただ、この数値のところを管理指標といいまして、基本計画をつくる際に、やはり県の長期計画、総合計画と一緒に、目標をとにかくいっぱいつくらなきゃいけないと。そのときの使命がございまして、やっぱり何らかの指標ということで、このような数値を使ったところでござ

います。

今後、次の点検・評価——計画のほうは変えられませんが——のほうでは、あり方についてちょっと検討させていただきたいと考えております。

○緒嶋委員 次の目標の32年に、全ての意味で100%に近いほうがいいわけですね、当然。だけれど、それが本当に実態をあらわしておるかどうかというのは、この数字だけではなかなか難しいと思うとですよね、具体的なことは。

だから、これはいろいろ検討していただいて、みんながなるほどというような感じじゃないと、極端に言えば87.9とか、0.9とか8.9という数字が、どういう意味があるのか、そこ辺が微妙な数字の小数点までつけたあらわし方を、どういうふうに理解すればいいのか。

仮に、今の特別な支援が必要な子供に対応した教育の推進、実績が83.5と。なら、83.5と84はどげ違うかとか、0.5の違いはどう評価すればいい、極端に言えば。これは8.5じゃけれど。これが84だった場合には、83.5と仮に84だった場合の0.5の差は何かというふうに見てもいいと思うんですね。小数点までつけて評価することが、何を意味するのかと。これは、小数点の意味は何ですか。

○亀澤総務課長 言い方は難しいんですが。最初何回か言いました宮崎の教育に関する調査というのを、いわゆる県民意識調査の教育版みたいな形でずっと毎年やってきておまして。そういった数値とかアンケートをもとにいろいろ施策を組み立てるのが基本だと思っておりますが、その数値を出していくと、小数点とかそういう形になっていきますし、多分、基準値から目標に向かって斜めに線を引いたときに、その年度は何点何%という細かい作業をやった経緯

かなと考えております。

○緒嶋委員 だから、その意味合いも含めて、コンパクトにと言われたけれど、もうちょっと、なるほどというようなものを考えていかんと。小数点まであらわしてその数字を出すことの意味というのが、私にはちょっと理解できんとです。

○渡辺委員長 この関連でほかにございますでしょうか。

○有岡委員 今お話を伺いながら、この資料自体が教育委員会なり教育委員、我々議会だけで満足してしまうような資料になってしまっているんじゃないと思うんです。例えば教育環境の整備・充実というような項目があって、学校の先生方が仕事に対する働きやすい環境づくりプログラムという表になるんですが、本当に先生たちが充実した職場で頑張れる、そういうモチベーションが上がるような形に還元できればいいんですけれども。ここで終わってしまうと、ただこういう評価が出ただけだと、自分たちの声は届かないということになっては困ると。

例えば、この前、理科の教材の補助対象を努力していただきたいと。20年ぐらい前からの子供たちの環境で、昔から理科の教材が入ってこない、教育環境としては云々という、そういう声はずっと聞いてたんですね。ですから、先生たちのそういう声があって、こういう指標を出したものが財政当局にもしっかり伝わって予算化できると。だからそういう最終的には現場に戻ってくるようなものでないと意味はないと思っております。

そういった意味ではa b cをつけることは結構ですが、cだったものが、じゃあどうやって伸びていくのかというのを、しっかりやらないと。例えば入学してよかったという声の下

がっていると、そのことの裏返しに、例えば中退する子供たちがふえているとするならば、これは大きな問題だと思います。そういった背景で、先生たちのやる気が薄れてるとすれば、なおさら問題だと思うんですね。

そういった意味で、この指標がここだけで終わらずに、現場でしっかり反映できるようなところまでをどう取り組むのか。来年度以降に反映されるという表現はありますけど、今すぐ取り組まなければいけない、そういう声に対応する、フィードバックできるような仕掛けをつくっていくことが一番大事だというふうに思っていますので。この評価をすることが悪いとは思いませんが、評価が現場で生きてくるような施策にすると、そこをぜひ教育委員会サイドでも検討していただいて、それが数字となって、あの学校がよかったという子供たちの声に反映するようなどころまでやっていただけると。これはこれで評価しますが、ぜひ現場主義でやっていただけるといいなと思って聞いておりました。ぜひ、子供たちのためにも、また働く先生方のためのアンケート評価だというふうに理解してほしいと思っています。

以上です。要望で結構です。

○渡辺委員長 答弁は何かありますか。

○亀澤総務課長 先ほどの、何回も言っております、アンケート調査にしても、この点検・評価についても、かなりの部分は、市町村の義務教育の部分も結構ウエートが高いところでございますので、基本的には市町村のほうにきちっとフィードバックしまして、市町村の教育委員会でどのような形でしんしゃくされるかは、それぞれの御判断ですが、それぞれの先生たちのモチベーションが上がることにつながるように、とにかく情報公開なりをしっかりとやっていき

たいと思いました。どうもありがとうございました。

○中野委員 これだけの資料をつくって、あと義務教育のときはどう使うか判断に任せるっていうのは、そりゃ無責任じゃないと。ここまで金かけて作って、結果、有効に使いなさいとか。ただ判断に任せるでは、俺は無責任じゃと思うな。何のためにしたかわからん、そんなの。いつもそんな感じ。県と市町村の教育委員会間の壁というのはわかるよ。あるときは、一緒にしとって、都合の悪いときだけ、いや分離してますっていう言い方になるから。教育委員が納得せんで、県がせえというから仕方なくしとるとかもわからんよ。そんなところにいったら、そのままぼんと机の上に置いてあって、それから校長に配るぐらいで終わるわけ。せっかくつくったんだったら、そうやって有効に使ってるかぐらい。だから、これを使うためには、本当にこれだけの資料で一々みんなできるかという話があるわけで、私はいつもその考え方が引っかかるって。以上です。

○渡辺委員長 ほかによろしいですか。なければ、ほかのテーマでも結構ですので、お願いいたします。

○中野委員 いじめについてですけど、これは去年の常任委員会から始まってるわけです。そのときのメンバーが、もう私と緒嶋委員だけになります。それで、けんかといじめは違うんですね。けんかはお互いに殴り合ったり、いじめというのは、本当に弱者を力づくにいじめるから自殺が起こったり、よく自殺が出る。いろいろ原因はあるけど。それで教育委員会の受け方としては、いつも自殺になったらテレビでワンパターンやわね。本当に申しわけない、これから再発防止に向けて取り組んでいきます。

何が再発防止かと。もう今までやってきとるじゃないって、みんなで。どっかの市長が、涙流しながら、そんなこと。俺は全然そんなの、ばかかとぐらいしか思わなかったね。涙出すぐらいなら、人の命にかかわるいじめ対策ぐらいちゃんとやれよって、それぐらい、やっぱ俺は大事なことやと思う。

それで今回、この海洋高校のいじめは我々も、全然議会も知らん、西日本新聞にすっぱ抜かれて知って、そして常任委員会で説明させた経緯があるわけやね。その後、またいろんな調査があったけれども、いや、それはまだ何とか調査ですと言って委員会を終わったその夕方にテレビでぼんと出たりとか。本当教育委員会の対応は、常任委員会に対して報告というか、みんな後手後手や。教育委員会ってのは、責任逃れしとっとなかと思つた、そんなときは。だから、ここで流れが書いてあるから、よくわかりました。新聞見とって流れがようわからんかったけれど。

それで、まず宮崎県いじめ問題対策委員会のこの事実関係の調査、そして調査報告書の作成して書いてあるっちゃけれど、この事実関係の調査というのは、具体的に、まず委員会には何名おつて、どんなメンバーかを含めて、事実関係の調査はどうやったかということを説明してください。

○飯干学校政策課長 まず、いじめ問題調査委員会のメンバーなんですけれども、公平性、中立性を確保するため、大学教授、警察官OB、臨床心理士、弁護士、教員OBなど5名で構成しております。組織のメンバーに関しましては関係機関や団体からの推薦により委嘱いたしております。

次に、審議の内容、検証内容等なんですけれども、この委員会の役割としましては、今回の

事件に係る学校及び県教育委員会——学校等といいますが——が把握した事実に間違いや明らかになっていない事実はないかを調査、検証を行うこと、学校等の事件や対応に係る問題点を明らかにするために調査、検証を行うこと、事件後に学校が策定した再発防止の実効性等に係る調査、検証、提言を行うこととなっております。

○中野委員 だから、この事実関係の調査、今流れは聞いたけれど、具体的にどういう調査をしたかというのを聞いておるわけなんです。

○飯干学校政策課長 まず、学校が調査してつくったものに関して、それを見て事実に間違いや明らかになっていない事実はないかについて、事件後に学校等が把握した事実について、被害者に対する加害者等の調査の内容を見て検証していくというものであります。

○中野委員 ちょっとようわからんとやけれど、最初に学校で調査した内容と、どっかでした調査内容が食い違いはないかの調査をしたということ。

○飯干学校政策課長 この委員会で学校から出された資料を、精査をします。そして、この委員会が学校や教育委員会の関係者への聞き取りを数回にわたって行いまして、報告書の取りまとめを行うという流れになっています。

○中野委員 全然わからん、そんな説明じゃ。

○飯干学校政策課長 今回の調査では、事件発生後に学校側が関係者に対して聞き取りやアンケートを実施しておりますけれども、ある程度、事件の概要は明らかとなっているため、まず学校が保管しているアンケートなどの関連資料を精査するとともに、不明な点につきましては、先ほど申しましたように、学校職員、教育委員会職員、保護者に聞き取りを行うということ

検証を行ってまいりました。あわせて事前事後の学校の取り組みや対応などに関しても、できる限り詳細に検証を行ったものであります。被害者の保護者にも聴取を行うことで、被害者や保護者の心情等を把握するとともに、新たに明らかになった部分も調査結果報告書には記載しております。

○中野委員 だから、最初、学校でいろいろ調査した、そのアンケート調査の食い違いとか、そこをまず見るということでもいいわけ。

それと次は、関係者に聞き取り。関係者とは何人ですか。

○飯干学校政策課長 学校教職員や教育委員会職員、保護者ということであります。

○中野委員 だから私は、最初聞いたときには、船の中の出来事だったわけや。だから、教育委員会の誰にそういうの聞いて、そんなのがわかるわけ。教育委員会には誰に聞いてるわけ。

○飯干学校政策課長 その当時、報告を受けた学校政策課等に再度、どういう報告をいつ受けて、船から、あるいは海洋高校の校長から、どういう内容を教育委員会は受けましたかというのを、この第三者委員会がもう一度聞いて精査しております。

○中野委員 この調査報告書の最終作成やな、この時点ではかなり中身の食い違いとか訂正とか、そういうのは出てきたわけですか。

○飯干学校政策課長 いじめということに関して調査をしたんですが、昨年度も、たしか報告させていただいたと思うんですが、それが始まったのがいつなのかということで、9月の中旬からということだったんですけども。若干、9月の、例えば初旬に少し加害者のほうが被害者の生徒に敬語を使えとかそういった、新たな事実といえばそれだったんですけども、それが

1点です。

それ以外は、いろんな聞き取り等、そこはないということで、この第三者委員会が取りまとめて調査報告書としております。

○中野委員 私はまだ記憶しておるけれど、そのいじめがどっから始まったかという質問をちゃんと覚えとる。多分、議事録に。それは研修生として船に乗ってからという答弁だったと思ってる。そこは今、9月初めとは、研修に出る前の話かな。

○飯干学校政策課長 船が出たのが9月2日からでありまして、その二、三日後からだというふうに思ってます。

○中野委員 じゃあ、乗船してからの話ということでもいいわけ。

それで、最終的にこの調査報告書を作成して、この報告書というのは、被害者は目を通してるわけ。

○飯干学校政策課長 被害者の保護者には、段階に分けて内容を報告しております。感想といったしましては、内容については、おおむねこのとおりであるとの意見をいただいております。

○渡辺委員長 学校政策課長、確認をしますが、今の質問の趣旨は、報告書そのものが被害生徒の家族、保護者の方のところに行っているのかということなので、段階的に御説明してますのか、報告書がきちんと行ってるのかを御答弁ください。

○飯干学校政策課長 段階的にと申しましたのは、途中ということです。その報告書に関して、被害者の保護者の方には情報公開の申請をさせていただいて渡してあります。

○中野委員 そしたら、常任委員会も要求すれば提出できるわけやね、その報告書は。常任委員会が要求すれば、常任委員会にも提出できる

わけやな。

○飯干学校政策課長 開示請求ということで開示できると考えております。

○中野委員 そういふことで、この調査報告書までは、本人にも全部、1冊渡しているといふことでいいかね。もう一回、そこを。

○飯干学校政策課長 情報公開といふことで、個人情報に係る部分に関しては黒塗りしておりますけれども、1冊渡してあります。

○中野委員 例えば、そのいじめの被害者の場合、報告書の内容で個人情報という観点。それはどういふところが個人情報になって被害者には見せられんとか。報告書に載ってある以上は、みんな見せれば。

○飯干学校政策課長 例えば、加害者の個人情報に係ることにしまして等でございます。

○中野委員 去年の委員会で、どういふ暴力内容かは個人的なものといふので、全然聞かんかったけれど。この新聞を見ると、殴る蹴る、水を飲ませるとか、そういう事実関係といふのは出せるわけ。

○飯干学校政策課長 この第三者委員会の調査報告書の中に、概要として載っております。概要版は委員さんに渡しております。

○中野委員 ちょっと悪いけれど、概要版と本版とか、2冊あるわけ、それは。

○飯干学校政策課長 宮崎県いじめ問題対策委員会のほうで、暴力事件にかかわる調査報告の概要といふことで報告してあります。

○中野委員 だからその概要といふ考え方、それは事実にとつた報告書やろ。そこの概要といふのは、どこの部分を概要といふのか。それはちょっと本人に対しても、我々が見るとしても概要しか見えんとかね、その根拠はどこからきてるわけ。

○飯干学校政策課長 実際の報告書には、先ほど申しました個人情報が入っておりますが、この概要といふのは、その公表できない個人情報等を抜いて、概要をまとめたものになっております。

○中野委員 その中で個人情報といふのは、量としてはどれぐらいあるんですか。

○飯干学校政策課長 黒塗りした部分の量といふことなんですけれども、簡単には申し上げられませんけれども、一部、一部と、飛び飛びといふ感じの量でございます。

○中野委員 だから、全体を把握しようといふのは、それがどこまで個人情報かといふところで、やっぱ話が食い違ふところも出てくるかなと思ふけれど、それは個人情報法でしっかり。その情報自体も、絶対これは個人情報の分野といふのは、作成者側として間違いないよな。

○飯干学校政策課長 この報告書にしましては間違いはございませんが、先ほど中野委員が言われた個人情報のところを、見え消しにするわけですけれども、それがなくても、この流れといふのはきちんとわかるようになっております。

○中野委員 要は、この新聞で見ると、見出しはみんな、高校に責任はないといふ言い方になってるけれど、要は学校に責任はない、訴訟等となった場合、被害者生徒自身の責任を問題とする。これは報告書の中ではなくて、被害者のほうは何十個かの質問を求めてきたときに、このとおりに書いてあるわけ。どういふ書き方がしてあるわけ。

○飯干学校政策課長 まず、今回の事案で被害者が苦痛を受けたこととか、保護者に多大な御心労をかけたことに対して残念に感じておられて、これまでもその思いは伝えてきています。

ころで、いささかも変わることはないんですが。

この事案に関しては、被害者側の代理人の弁護士から6月に届きました質問書——今委員が言われたとおりですが、質問書に対して、本県代理人を立てまして、その弁護士が、結果的にいじめを発見できなかったことについては、今後検討し、もちろんいろんな対策をとってますが、回答したのは、民事上、法的な過失責任を負うまでには至らないという意味で、相手方弁護士にこちら側の弁護士が法的な言葉で回答したもので、その文書の一部の文言が報道されたものとなっております。

○中野委員 例えば、今回の事件とは、いわゆる殴る蹴るとかしてる場合で、訴訟といえば民事しかないわけね、刑事は対象にならんわけ。

○飯干学校政策課長 加害者に関しましては、昨年お伝えしましたが、逮捕ということで少年審判を受けていると。今言われましたとおり、これは民事に関して、法的な過失責任を問うという文言に関して、代理人同士でやりとりしたものであります。

○中野委員 それと、報告書については、被害者も見たということやろね。その中で、三十何項目やったかな、質問が出たということは、その質問が出た三十何項目ということに関しては、ある程度、この報告書の中ではカバーできてなかったんですか。

○飯干学校政策課長 今、交渉中のございまして、内容に関して詳しいことは申し上げることはできないんですが。その報告書の内容及びやはりその代理人、あちら側の弁護士さんの質問に関して答えたものになります。

○中野委員 いやいや、私が聞いているのは、何も今は言えんという話じゃなくて中身を聞いとる。いわゆる報告書の中を被害者も見たという

ことやろ。その中で再度質問が出てきた。三十何項目やったか、その分はどんなふうに記載されてるか、記載されてないとか、その関係はどうなってるかというのを聞いとるわけ。

○飯干学校政策課長 おっしゃるとおりですけども、例えば記載内容に関して、さらに深く質問をされているところもありますし、全く関係のない、記載内容ではない時期のずれた質問といたしますか、そういったことも書いております。

○渡辺委員長 ちょっと、議事整理上、確認しますが、今話題になっている質問書というのは議会には報告がありませんので。6月に質問書が出たということになっていますが、何項目の質問があったのかを御答弁ができるなら、まず整理をしていただきたいと思います。

○飯干学校政策課長 17項目でございます。

○中野委員 だから例えば質問内容、これは公開できんということ。

○飯干学校政策課長 交渉中ということになっておりますので、公開、回答することはできません。

○中野委員 本人が公開したらどうなります。本人が公開したらどうなる、交渉はできんという話じゃないやろ。

○飯干学校政策課長 本人といたしますと、被害者・保護者。

○中野委員 いや、そんな公開できんとか何とかはいいから。逆に一方が、公の場で公平公正に議論しましょうということで公開したら、それは守秘義務とか非公開とか、意味がないじゃろ。

○飯干学校政策課長 この回答書に関して、うちの、先ほど言いました顧問弁護士のほうから相手方の弁護士に、弁護士同士の交渉、やりと

りということでも回答したわけなんですけれども、それを相手方の弁護士さんが保護者に対して、やはり丁寧に説明するということは、もちろんこちらもわかっておりますが、それを今委員が言われたように、そういうふうに出すということまで、ちょっと考えておりません。私たちからは、そこはちょっと何とも言えません。

○中野委員 弁護士も100%委任されたといっても、やっぱり頼んだほうの意向というのは聞いて動くものなんです。100%、もう何も口はつきません、お任せしますという話なら、そういう言い方ができるけれど、県としては、こういう問題に関しては、ある程度公にしたいとか、公の場で議論したいとか、意向があれば弁護士はそういう意向を酌んでやるはず。弁護士さんには、どういう弁護を頼んでるわけ。

○飯干学校政策課長 相手方の、6月に来た質問書に関して答えると、弁護士同士のやりとりとして答えるというスタンスでお願いしてあります。

○中野委員 どっちみち、この新聞に書いてあるこの部分、学校に責任はないっていう部分については、ここでは。要は、私は思ったけれど、最初の報告書が出てきたときに本人が納得したというのが、本当にこれで十分ですという話だったのか、そこ辺が。それだったら、そのときにもうちょっと意見が出てくるはずやったけれど。今の答弁としては、もう本人も納得しましたというけれども、再度納得したかどうかというの、今の質問書の中には、そういうことは書いてないわけね。

○飯干学校政策課長 今、交渉中の事案でありまして、この内容に関して……。

○中野委員 いや、書いてあるかどうかぐらい、何でそれが言えんのね。そんなことで逃げよう

なんて、俺は逃がさんぞ。

○飯干学校政策課長 質問の中には、そのような内容ではなくて、どういう状況だったのかというようにこと等がほとんどでございました。

○中野委員 ちょっと意味がわからん、もう一回。

○飯干学校政策課長 その質問の内容に関しましては、このときはどうだったのか、あのときはどうだったのかという、そういう質問が主でありまして、今委員が言われたような被害者の保護者の心情とかいうことに関しては、質問はありません。

○中野委員 いずれにしても教育長、これは、たまたま自殺とかそんなことにならんかったから、こういう議論で済むけれど、私はこういう問題で自殺者が出たら、教育長は辞任するぐらいの責任をとるつもりで、今後頑張ってもらいたいと思います。

それから、このいじめ防止基本方針、去年これを直すとかいう話やったけれど、まだ訂正されてないよ。これを見る限りは、いわゆる努力義務みたいな話よ、みんな報告しなさいとか。最終的には大きい事案だったら教育委員会に報告しなさい、それで終わってるわけ。だから、最終的に教育委員会に報告しなさいということは、最終責任は教育長、教育長じゃなくて教育委員か、今制度が変わったけれど教育長やろうね。そこまで書いてないけれど、中身でそこまでさかのぼると思ってるから、これはもう対岸の火事なんてそんな話じゃなくて、自殺者が出るたんび、もう複雑な思いになるけど。

この問題については、なるべく公にしたいとかいうような感じを、最初俺は受けたけど、やっぱりもうちょっと真剣に、この中身を、学校の校長先生が、まず第一義的には責任とるよ

うな中身にしなきゃ。重大問題はすぐ教育委員会に上げなさいという話じゃわ。重大問題にまでしたのが校長先生で、ほったらかしにしとったからなっただかもわからんしね。やっぱりそういうところを含めてしっかり、これももうちょっと現実的に見直してください。要望でいいです。

○渡辺委員長 同じテーマで、関連がございませうか。

○緒嶋委員 起きたことは、もうもとには戻らんわけですよね。だから、今後、こういうことが二度とあっちゃいかんわけですね、二度とあっちゃいかん。今、危機管理っていうのがどこでも言われておるわけだけど、これは恐らく船の中で、9月初めごろ、指導する人が——誰が指導するのか私はわかりませんが——子供たちを同室に、ずっと置くのがいいのか悪いのかという判断なんかをびしゃっとしとけば、ここまで大きくならんかったと思うんですよね。それが、子供が同室でいいですと言ったからそこに置いたということでエスカレートしてきたと思うんです。だから、やっぱり初動というか、そこ辺が一番問題だと。そこ辺を、子供がそういうからそうしましたじゃなくて、指導というのは、次は正しい方向に持っていくのが指導だから、そのあたりをびしゃっとせんからこういうことになったと思うんですよね。

いじめはどこでもあるわけで、しかし、そのいじめを、継続してないようにするのが指導だから、そこ辺の体制を教育委員会が徹底して、校長先生、学校に、指導者がどうあるべきかということ、そして、たまたま船の中という密室だから、家族との連携もとれんわけですわね。そこ辺が難しかったとは思いますが、そのあたりを二度とないような体制。この推進法とかあるけれども、やっぱり法律があっても、そこ

に携わる人間がしっかりしないと、今でも飲酒運転はやめましようと言っても、とまらんわけですよね、飲酒運転も。それと同じで、どういう法律があっても、それに携わる人がしっかりせんと、その法律も生かされないし教育も成り立たんということです。だから、そこあたりを、今後とも緊張感を持っていかに取り組むかということが、一番大切だろうと思っております。

それから、高校に責任があるとかないとかいうのは弁護士が言ったことで、直接教育長が言ったことではないだろうと思うんですよね。民事的な意味合いで言われたことだろうと、言葉としては。それを新聞はこのように書いたということだろうと思うので、このあたりは今から民事でどうなるか、私はわかりません。そういうことを含めて、やはり緊張感を持って、こういういじめとかというのは、もう日本全国どこでもあり得ることありますので、二度と起こらないというのが一番でありますので。交通事故でもいつも言われることは、二度と起こらんように指導しますといいながら、毎回報告書に出てくるわけです。それでいいのかということになるわけです。しかし、もうやむを得んわけです、出てきた以上は。だけど、そういうことができるだけ起きないようにやっていただくというのが一番だと思いますので、そういう緊張感を持って、危機管理を含め、教育の充実に、ぜひ努力してほしいというのが、このいじめ問題に対する私個人の思いであります。

○中野委員 この質問状の対処に、弁護士を3人立ててるわけや、県は。相手方が何人か知らん。3人も立てると、よっぽど中身が重大案件かなと、逆に私は思ったんです。1回審査して、事実を知って、それで質問状に回答するのに3人立てたというのは、私は普通だったら、まず

1人からいって、それでも決着がつかんから2人、3人と。最初から3人と、これには書いてあるよね。

○飯干学校政策課長 この3名の方は事務所ということで名前を出しておりますが、実質対応されてるのは、お一人ということになります。

○中野委員 どういう意味や。

○飯干学校政策課長 事務所の名前で来てますが、対応してるのは、お一人ということになります。事務所の名前で3名出てますけれども、対応してる方はお一人と。

○中野委員 弁護士料としてはどんな報酬になるわけですか。事務所として3名でやったという話なのか。だから、結局、弁護士に委任というか、何々弁護士事務所には五、六人弁護士がおるけれど、その中身については3人でやりましたよという話なのか。

○渡辺委員長 県の顧問弁護士さんで委託をしているのが何人なのかというのを明確にお答えいただければ結構ですので、それでわかると思いますから、御答弁ください。

○亀澤総務課長 この手の依頼をする場合に、事務所のほうに依頼しますので、そのときに事務所の方針もいろいろあるかもしれませんが、今回のケースでは出てるような人数、名前が出てまして。支払いは委託料という形になりますので、通常の場合、事務所宛てに1件という形になろうかと思えます。

○緒嶋委員 国体関係の今後の整備の問題で、スタジアムと体育館とプール、これが3つの大きな懸案だろうと思うんですけれども。これは実際、今からの問題だろうと思えますけど、現在の土地に、今ある既存の場所には、こういう条件であれば、なかなかつくれんところも出てくるんじゃないかと思うんです。基本的な考え

方はゼロベースからということもありますけれども、どういうふうに、今のところ考えておられますか。

○古木スポーツ振興課長 この施設規模につきまして、それぞれ3つお示しをさせていただきましたが、御指摘のとおり、例えばこの体育館であれば、この規模であると、今の現有地であればスペース的に非常に厳しい状況はありますので。その場所については、現在いろいろ全市町村等に要望地の、調査もさせていただきますし、現有地も含めて検討しておりますが、今御指摘のように、体育館については現有地は厳しいかなというのが当然出てくると思います。そのほかのところについては、例えばプールと陸上競技場であれば、今の運動公園にございますけれども、スペース的には大丈夫だろうと思えますが、ほかの市町村の土地等も含めて、今検討に入っているというところでございます。

○緒嶋委員 宮崎県だけは一極集中でこういう施設をつくるというのは、管理上は一極集中がいいけれど、ほかの県は分割してバランスよくやってるのが多いんですね。だけど、木花につくるというのは、そのときはそれでよかったと思うけれど、あそこは防災的に、南海トラフが来たら、一番先にやられるところですよ。ある程度計画の中では、南海トラフのことも含めて考えないといかんと思ってるんですが、それは十分頭にあるわけですね。

○古木スポーツ振興課長 先ほどの常任委員会資料の13ページの、最後の下の部分でございまして、候補地をたくさん、まず今は抽出している状況でございまして。これを今後絞り込んでいくときの視点に、安全性というのがありまして。③のところでございますが、防災拠点としての活用の有無等、当然、安全性

ということも踏まえて絞り込みを行っていきたいと考えております。

○緒嶋委員 当然、あそこは安全性からいえばペケだと思うんですね。それを、どうクリアするか、安全性の対策をどう立てるかということも含め、避難の問題もあるわけだが、そういうことを考えて、十分、我々もだが、県民が納得するスタンスというのが重要だと思うんです。そこで、やっぱり仕方がなかったなって、みんなが最終的には結論づけられるような視点で場所を選定して。もう余り検討している時間はないと思うんですね、もう10年というのはすぐ来るわけだから。そういうことを含めて、財政的なこともありますので、十分に配慮して、本当にすばらしい2巡目の国体が開けるような準備を、それこそ緊張感を持って、ぜひ進めてほしいということを強く要望しておきます。

○中野委員 済みません、追加追加で。私は、いじめってというのは、今回の場合は限られた船の中やね。普通の場合は学校やね。いろいろ子供の行動を見とって、学校の中のいじめ、それと学校から出ても、学校が終わった後というのは遊ばなければいじめはないわけで。やっぱりいじめってというのは、学校の校庭内で普通行われているわけで、じゃあ誰が監督責任があるかっていうと、私は最終的には校長先生やと思ってるわけね。やっぱり最終的には、そういういじめがあったということは、特に今回は船の中、一般的にも、これは俺の考えやけれど、最終的には校長先生、第一義的には。そしてあとは教育委員会、そういう責任がしっかりあると俺は思っている。

これに書いてあるのは、高等学校の場合かな、市町村教育委員会の場合ともちょっと区別が、頭がないけれど、考え方は私是一緒だと思うか

ら。やっぱり市町村教育委員会も含めて、この評価もいじめ問題については何かあったかな。この評価、いじめについて何か。

○米村人権同和教育室長 人権同和教育室でございます。

この点検・評価の中には、子供たちが自分自身の人権が守られているかという部分がございます。その部分はかなり守られているところでございますけれど、今御指摘のありました小学校、中学校におきましても、人権教育の指導資料を県教育委員会は作成をいたしまして、いじめ問題は一番の人権侵害の問題であるということで、教育委員会全体としまして取り組みを進めているところでございます。

○中野委員 小学校1年生、2年生に言って、どうやってこの中身を把握するかって、さっき思ったところやった。だからこういうところも、高校生以下、例えば小学校1年生にも人権がしっかり現実的にわかるようにしてください。

○亀澤総務課長 点検・評価のほうでは、ちょっと戻って申しわけないですけど、20ページのほうには、いじめ、不登校等のお話を入れてまして、その左側の表の一番左端、児童、生徒に向けては、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか」というような調査を全国学力・学習状況調査の中で、このような形でアンケート調査をしております、これに基づいて、いじめについての意見を付しているところでございます。

基本的には、本県の場合はたまたま全国調査でございますので、全国に比べていじめを許さないという児童生徒については、比較的高い水準にあるというふうにはデータとしては出ております。

○米村人権同和教育室長 今ありましたように、

小学校低学年におきましては、なかなか人権ということでの意識は難しいかと思しますので、例えば、嫌なあだ名を言われてませんかとか、仲間外しになっていませんかとか、そういったようなわかりやすい部分から、いじめについて認識をさせられるように、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 今回説明があった内容については、ほかによろしいでしょうか。

それでは、その他でございますでしょうか。

○中野委員 この間、常任委員会で石川県に行ってきました。本当にうちの県と、学力向上については格段の差があるなと思った。それで、私そのときにもらった資料を持ってきた。教育長は見たですか。やっぱり全面的に学力向上という取り組みしてますよ。

それと、一つ、今でも覚えているのは、学問の経済学かな、あの中で、我々も思うんだけど、結局、都市部は塾とかそういうのがあって、割かし学力は高いですよと話を聞いたら、石川県は、いや、そんなことはありません。塾やらない地域、田舎と言ったらいいのかな、そっちのほうのうちはいいですよという回答がありました。これは、だからそういう事例があるということは、都会的だからいいとか悪いとか、そういう話はなかったなど。

とりあえず私は、きょうは意見だけでいいですけれど、これを見て、教育長、もうちょっと取り組み方を、私は本当に熱意が感じんですね。質問聞いとっても、もうちょっとね、一生懸命やりたい人っておるはずやから、そういう人のところにやって。義務教育というのは、もう基礎中の基礎やと最近思ってるから。とにかく宮崎県の子供みたいに、まず今の全国平均から平均以上は国語Aやったっけ、Bやったか、1科

目しかないというのは、あんまり自慢できる話じゃないし、ぜひ頑張ってください。教育長の決意だけでいいです。

○四本教育長 学力の問題、全国平均と比べて、学力・学習状況調査で、確かに下がってるわけでございまして、大きな問題だと思ってます。一生懸命、学校の先生は考えてやってくれているとは思いますが、どうやったら成績、これが上がるのかっていうのは、なかなか実は難しいところもあると思います。

例えば、ちょっと今お話がありましたが、都市部はどうなのかという、例えば宮崎県なら宮崎市で考えると——これは検証してるわけじゃございませんが——多分、できる子供はすぐできるんだらうと。できないというか、底辺といたらいいんですかね、そういう子供がたくさんおって、平均としてこの辺になっていると。例えば郡部といいますか、山間部の人口の小さな町村だと、そんなにできる子もいないんだけど、できない子が少なくて、平均では結構いいところにいってるというようなこともあると思ってます。

だから、その辺、ことしの対策の中でも述べてますが、いろんなことを分析して、また学習の中でも、どういうところができないのかと。例えば論理的なところがわかってなくてできないのか、それとか計算力がそもそもできてないのかとか、そんなことをできるだけ分析しながら、それに応じて対策をとっていかないと。やみくも——委員がおっしゃったように学力の経済学の本にも書いてありましたが、一番いかなのは、ただ、勉強しなさいっていうのは、もう全然効果がないということもありますので、やっぱりそういう分析を通して、何が足りないのか、どういうふうにさせないといかんのかというこ

とを一生懸命考えて、今後とも学力向上に努めていかないといけないと思っております。

○中野委員 くどいようやけど、学力テストには私立ははいってない、それはわかるよ。だけど、秋田、石川、東北の県と、宮崎とそんなに変わらんよね。要は、標準以下とか何とかじゃなくて、秋田とか石川とか宮崎県の平均で8ポイント違うとか、その8ポイントを——平均だから、平均8ポイントだったと思うんだけど——そこ辺をこれで見ると、学力テストの分析方法までちゃんと書いてある。去年は分析して報告したって、はっきり最初からよう言わなかったもんね。こっちがいろいろ言って、急遽分析して出してきたけれど、あって出さんのか、なくて出さんのかわからんけれど。とにかく12月の議会までにここら辺との違いを把握してください。

○緒嶋委員 いじめの問題もじゃけど、やっぱり学校というのは、今は先生が一人で子供全体の教育力を上げるというのは、限界があると思うんですね。小学生で英語まであれば、一人の先生は、言えば神様じゃないよ、万能じゃないわけだから、やっぱり英語は英語の専科の先生が指導するとか。それから、学校のチーム力、それはカウンセラーとかもいろいろ含めて、そういう体制を整える中で、学力をどう上げるかという形のものを持っていかんと、一人の先生だけで学力上げなさいと言っても、私は限界があると思うんです。

そういうことであれば、学校の先生の数も含めて、少子化の中では一人一人の子供というのは将来的には、物すごく大切な人材になるわけですね、国の立場から言うても。そうなれば、やっぱり宮崎県は教育には特化した県というか、そして、そのおかげで学力もついたというよう

な形にしなければ、我々の立場で学力を上げるために、努力したと言っても、その底辺を上げるための全体的なものを包含して努力しなければ、私はなかなか学力は限界があるんじゃないかなというふうに思うので。教育委員会は本当に、我々もこの指数だけを見てどうこうというんじゃないなくて、そのためにはやっぱり先生の数もふやさないかんと。スポーツを振興するためには、スポーツに特化した先生をふやさないかんとか、いろいろなことがあって全体が上がるわけだから。そういうことを含めて、それは財政的な問題も出てくる、当然。

けどやっぱり国は、将来的には、地方創生も含めて全体の学力、教育力を上げていく中で、日本の発展を考えるような国にしなければ、私はいかんと思うんですね。そういう点では、将来の日本を救うというか支えるのは、学力というか教育力だと、全ての面で、人材育成だというふうに思いますので、教育長も新たに就任されたわけですので、そういう思いで宮崎県の教育力の、学力の、また人材育成のために全力を尽くして、チーム教育委員会として、我々から見ても頑張ってもらいたいなと感謝の気持ちが出るように頑張ってもらいたいということを私は期待しますけれども、教育長はどうですか。

○四本教育長 まさに子供、あるいはその子供の教育といいますか、そういうことが大事であるということは、本当におっしゃるとおりでありますし、我々はそれだけの重責を担っていると思っております。

学力の向上とか、それ一つについても、例えば、ことし、これをやったから、来年ぽんと上がりますというのは、正直申し上げて、なかなか厳しいと思いますが、中野委員も言われた、例えば石川県なり、ああいう成績の高いところ

との違いは一体何なのかとか、そういう最初のところから反省というか分析をして、少しでも差が縮められるような、少なくともそういう努力はやっぱりしていかなくちゃいけないと思っておりますので、またいろいろ御指導いただきたいと思っております。

○有岡委員 関連してお話しさせていただきます。石川県の教育事務所管内で習熟度別の学習を取り入れてやっていると。じゃあ、どういう課題があるかということ、先生方が打ち合わせをする時間がなかなかなくて、実施ができないところもあるんだというお話があったんです。ですから、先ほどもいじめの話とか、いろんな先生方の負担がふえることによって、やりたいことができないという現場があると思うんです。

そういった意味では、やはり役割分担をしっかりとやっていくということと、例えばいじめの問題はソーシャルワーカーやらスクールカウンセラー、そういった中で人を育てて、弁護士の方ともいろんな話をしたりできるぐらいのプロパーをつくっていくと。そういう環境をどんどん育てて、人を育てることによって、働きやすい環境ができるのかなというふうに感じましたので、プロパー的な人を育てる仕組みづくりを、ぜひやっていただけるとありがたいなと思いました。個人の意見です。

○渡辺委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 なければ、以上をもって教育委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時50分休憩

午前11時55分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせによって委員会審査の最終日に行くことになっておりますので、あす16日に採決を行うこととし、再開時刻を午後1時にさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございますでしょうか。暫時休憩します。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。

午前11時57分散会

平成28年 9 月 16 日 (金曜日)

午後 1 時 2 分再開

出席委員 (6 人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	中 野 廣 明
委 員	高 橋 透
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	木 下 節 子
政 策 調 査 課 主 幹	西 久 保 耕 史

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして、賛否も含めまして、何か御意見がございましたらお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 03 分休憩

午後 1 時 04 分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。議案の採決については、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

それでは、一括して採決いたします。

議案第 1 号及び議案第 7 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 号及び議案第 7 号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見はありませんでしょうか。

暫時休憩します。

午後 1 時 04 分休憩

午後 1 時 15 分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

委員長報告骨子案及び10月31日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で、正副委員長一任をいただき、10月31日は委員会を開催することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 18 分閉会